

第133回 統計委員会 議事録

1 日 時 平成31年3月6日(水) 14:00~16:55

2 場 所 中央合同庁舎第2号館 地下2階 講堂

3 出席者

【委員】

西村 清彦(委員長)、北村 行伸(委員長代理)、河井 啓希、川崎 茂、清原 慶子、
西郷 浩、嶋崎 尚子、永瀬 伸子、中村 洋一、野呂 順一、宮川 努

【専門委員】

清水 千弘(日本大学スポーツ科学部教授)

【幹事等】

内閣府大臣官房総括審議官、総務省統計局長、総務省政策統括官(統計基準担当)、
財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省総合教育政策局調査企画課長、
厚生労働省大臣官房審議官、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査
統計グループ長、国土交通省大臣官房政策立案総括審議官

【審議協力者】

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省
統計局統計調査部長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局(総務省)】

横山大臣官房審議官、平野大臣官房審議官

統計委員会担当室：櫻川室長、肥後次長、上田次長、永島次長、阿南次長
政策統括官(統計基準担当)：三宅政策統括官、澤村統計審査官

4 議 事

- (1) 諮問第123号の答申「学校基本調査の変更について」
- (2) 部会の審議状況について
- (3) 毎月勤労統計調査について
- (4) 建設物価指数の調査研究について

5 議事録

○北村委員長代理 それでは、定刻となりましたので、ただ今から第133回統計委員会を開催いたします。

本日は、西村委員長が国会に参考人として招致されているため、後ほど戻られるまで、私が議事進行をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日は、白波瀬委員、関根委員が御欠席です。

それでは、議事に入る前に、本日の議事と用意されている資料について、事務局から簡

単に御説明をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 では、お手元の資料について、議事の内容と併せて確認させていただきます。

本日は、答申が1件、部会報告が1件です。まず、諮問第123号の答申「学校基本調査の変更について」が資料1-1及び1-2、部会の審議状況についてが資料2、毎月勤労統計調査についてが資料3-1から3-5、建設物価指数の調査研究についてが資料4です。

なお、資料3-3に関して、本日御欠席の関根委員より質問が寄せられております。メンバーの方には席上配布資料としてお配りしております。

また、点検検証部会について、平成31年3月5日付で点検検証部会に所属する専門委員について、参考1のとおり任命されております。

さらに、統計委員会令第2条第2項の規定により、部会に属すべき専門委員は委員長が指名するとされており、平成31年3月5日付で指名されておりますので、参考2として付けております。

議事と資料の確認は以上です。

○北村委員長代理 ただ今事務局から御説明があったとおり、本日は、通例の諮問・審議や部会報告のほか、毎月勤労統計の事案や調査研究に関する報告があります。本日はこのような議事にしたいと思います。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 カメラ撮りはここまでといたします。

○北村委員長代理 それでは、議事に入ります。

諮問第123号の答申「学校基本調査の変更について」の答申案についてです。永瀬部会長代理から御説明をお願いいたします。

○永瀬委員 それでは、学校基本調査について、部会長が御欠席のため、部会長代理の私から報告させていただきます。

なお、2月1日、2月13日と2回の部会審議における状況につきましては、先月の統計委員会において、白波瀬部会長から既に報告がありましたので、本日は答申案について報告いたします。

答申案の内容について。それでは、資料1-1の答申案を御覧ください。まず、調査計画の変更や承認の適否については、承認して差し支えないと整理いたしました。ただし、報告を求める事項の変更及び集計事項の変更で指摘した事項については、修正を図るよう指摘しております。

それでは、今回の答申案で修正を図るよう求めている事項と、今後の課題を中心に説明いたします。「2 理由等」の「(1) 報告を求める事項の変更」に係る意見です。まず、アについては、学校種別に設けている学校調査票のうち、幼稚園及び幼保連携型認定こども園において、休職等教員数の男女別把握を行うとともに、休職等理由区分として「介護休業」を追加する変更です。

これについては、5年前の平成26年の答申及び第Ⅲ期基本計画における指摘に対応するものであり、おおむね適当といたしましたが、報告者が休職等理由区分として追加する「介護休業」については、「介護休暇」等と混同することがないように、定義の違いを記入の手引

き等に注記する必要があることを指摘しました。

ちなみに、今回追加される「介護休業」とは、負傷や疾病、身体もしくは精神上的の障害などの理由から、2週間以上の期間に常時介護が必要な対象家族を介護するための制度で、対象家族1人につき通算93日に達するまで3回を上限として、分割取得も可能となっています。一方、「介護休暇」は1年度で最大5日間、介護対象が2人以上の場合は10日間取得でき、有給休暇とは別途定められている制度になります。

このように「介護休業」と「介護休暇」は、いずれも育児・介護休業法により定められた制度ですが、その対象や期間等が異なりますので、報告者に紛れが生じないように、注記が必要であるという趣旨です。

また、少しページが空きますけれども、4ページの「エ 改元に伴う元号の表記の変更」につきましても、2019年度の調査票において、「平成31年（度）」と記載することから、元号の変更もありますので、こちらも報告者に紛れのないように、記入の手引き等に注記をする必要があることを指摘いたしました。

次に、4ページの「(2) 集計事項の変更」です。ここでは3点指摘しています。1点目は、先ほど説明しました休職等教員数との関係で、各学校種の本務教員数には、休職等教員が含まれることを明らかにするとともに、休職等教員数における「休職」と「休業」の違いを明確にすべきこと、2点目は、男女別に把握しているにもかかわらず、集計されていない調査事項については、利用者ニーズに応じて、男女別の集計項目の充実を図るよう努めること、3点目は、速報公表に係る集計事項について、集計業務の効率化等の観点から、結果の利活用状況を踏まえて、集計事項の精査を検討する必要があるといたしました。

次に、今後の課題についてです。前回答申の今後の課題及び第Ⅲ期基本計画の課題への対応状況は、前回の部会報告のとおり、文部科学省における対応に委員から厳しい意見や指摘が相次いだことから、今回重ねて今後の課題として指摘することにいたしました。

5ページの「(1) 厚生労働省が実施する社会福祉施設等調査との幼保連携型認定こども園に係る調査事項の重複是正について」ですが、ここでは部会審議で確認したところ、文部科学省は厚生労働省との調整を開始していませんでしたので、早急に厚生労働省と所要の調整を開始し、第Ⅲ期基本計画で実施時期としている平成32年度（2020年度）の調査の企画時期までには結論を得ることが必要といたしました。

次に、「(2) 調査事項の変更に柔軟に対応可能なシステムへの変更の検討について」です。ここでは、文部科学省における現行の調査統計システムは、調査事項の変更に柔軟に対応できないため、調査事項の変更の課題を先送りしてしまうような要因となっていることを文部科学省からの詳細な説明で確認しました。また、この課題解決に向けて、文部科学省は、現行の調査統計システムを見直し、2022年度調査から新たなシステムに移行する予定としています。

しかしながら、この点については、平成26年度の諮問審議及び平成29年度の第Ⅲ期基本計画策定の審議においても、汎用性のあるシステムへの見直しを指摘しているものの、これまで進展が見られないため、2022年度を待たず、可能な限り早期に現行の調査統計シス

テムを廃止し、調査事項の変更に柔軟に対応可能な汎用性のある新しいシステムの稼働や、こちらに対応する集計体系を実現する必要があると指摘いたしました。

簡単ですが、私からの答申案の説明は以上でございます。

○北村委員長代理 ありがとうございます。

それでは、ただ今の答申案の御説明について御質問、あるいは御意見があればお願いします。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。この答申の内容については、これまでの部会の御審議の下でまとめましたので、良い方向でまとめられていると思います。特に修正等が必要なところというのは、極めて重要だと認識します。

今年の10月、消費税率が8%から10%になるのを契機に、国では幼児教育・保育の無償化を施行するとされています。現在、文部科学省はもちろんのこと、厚生労働省、内閣府の幼児教育・保育の担当の皆様が、法律に基づいて、具体的な在り方について、全国市長会とも知事会とも町村会とも協議しているプロセスです。

したがって、このような新しい制度が施行されるということも踏まえ、この幼稚園、あるいは幼保連携型認定こども園のことなどで、より一層正確な教員等の情報というのは必要になってくると思いますし、人材確保が重要なことから、このような統計が精緻化されることがますます求められていくと思います。

したがって、特に最後に指摘されております、調査事項の変更に柔軟に対応可能なシステムへの変更の検討については、極めて重要だと思われるので、ニーズに応えられる調査を迅速に進めていくために、この点については、改めまして私自身も強調して、答申の内容を、文部科学省におかれても、政府におかれても理解していただければと願っております。

以上です。ありがとうございます。

○北村委員長代理 ありがとうございます。他に御意見、御質問はありますか。よろしいですか。

1月の諮問時から、西村委員長が繰り返し述べておられるところですが、本件に係る一番の問題点は、今、清原委員からも御指摘があったのですけれども、必要な調査事項の変更に柔軟に対応できない現行の調査統計システムの汎用性のなさにあると理解しております。

それゆえ、前回答申及び第Ⅲ期基本計画で期限を切って課題として指摘された調査事項の変更について、調査実施者である文部科学省からは、必要な予算確保が困難であるということを経由し、対応を先延ばしする旨の説明をこれまで何度も受けてきたところです。

これについて、今回の部会審議では、この点について突っ込んだ議論が行われ、文部科学省からは、新システムへの移行時期を2022年度調査とすることを基本としつつ、明確な時期は示されなかったのですが、移行時期の前倒しが可能か検討する旨の説明があったようです。

しかしながら、これは実行されなければ、意味がありません。文部科学省は、答申でも指摘されているとおり、2022年度調査からの移行ありきではなく、可能な限り早期に現行

システムを廃止し、柔軟性のある新システムへの移行を図るように強く求めるところです。

文部科学省は、省を挙げて、適切かつ確実に作業を進め、しっかりと必要な対応を図っていただくよう、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

宮川委員。

○宮川委員 今の北村委員長代理の御発言で今回は結構だと思いますが、今、統計が問題になっている中で、基本計画で記載されたことが実行されていないというのは、これもまたゆゆしき問題で、要するに、他の府省も、こういうことが前例になってしまえば、これでいいのかとってしまうところがあるのではないかと思います。

ですから、今日の答申は、過去の経緯もあり、これで結構だと思いますが、こうしたことが今後起こった場合にどうするのか、その対応策も含めて、点検検証部会等でも、そういう基本計画で実施できない場合の各府省への要望なり、それから、各府省がどう対応すべきかということも検討してもらえればよいと思います。

○北村委員長代理 ありがとうございます。全くそのとおりだと思います。

他に御意見ありますか。文部科学省から何かありますか。

○萬谷文部科学省総合教育政策局調査企画課長 今、委員方から厳しい御指摘をいただきまして、また、部会でもシステムのところについては、いろいろ厳しい御指摘をいただいたところがございます。その上で、今回答申をおまとめいただきましたので、私どももいたしましても、今回の答申をきちんと受けとめさせていただきまして、また今後しっかり対応させていただきたいと思っております。

○北村委員長代理 ありがとうございます。それでは、しっかり対応していただくようお願いいたします。

他に質問はありますか。よろしいですか。

それでは、答申案についてお諮りいたします。「学校基本調査の変更について」の本委員会の答申は、資料1-1の案のとおりとして、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○北村委員長代理 それでは、答申案のとおりとさせていただきます。

人口・社会統計部会に所属される委員の方々におかれましては、部会での御審議、どうもありがとうございました。

それでは、次の議事に移ります。次の議事については、通例であれば部会報告のところですが、建設物価指数の調査研究の説明者の一人である清水専門委員の御都合の関係がありまして、建設物価指数の調査研究について、先に議論していただきます。

それでは、清水専門委員から御説明をお願いいたします。

○清水専門委員 日本大学の清水でございます。今、専門委員を拝命させていただいております。それでは、資料4につきまして説明をさせていただきたいと思っております。

今回報告させていただきます建設物価指数についてでございますが、その重要性につきましては、また後ほど、肥後次長の方から御説明をされるものと思っております。今、この目的を簡単に申し上げますれば、GDPそのものが付加価値とか生産性を測定する指標として作成されているわけでありまして、こちらを名目値から実質値に変換するときに、デフレ

ーターというものが重要になってくるわけでありまして、そのデフレーターというものと、今のGDPが一致していない。

具体的には、今建設産業が、ある土地がありまして、そこに建物を建てようとしたときに、幾らお金かかるのかということ測定するわけでありまして、そのときにはもちろん人件費もかかりますし、鉄や木材もかかります。これをインプットと申し上げております。

もちろんそこには企業が介在するわけありますから、そこにマークアップという企業の利益を乗せて測定したものが、アウトプットの価格指数ということになるわけでありまして、現在日本に存在しています建設物価指数というものが、やはりインプットしかない。そのときのインプットというのは、今問題になっております毎月勤労統計を人件費として扱い、そしてそこに、鉄や木材なんかのマテリアルの価格の指数として作られているのが実態であります。

しかし、現在景気が少し良くなっているか分かりませんが、実態を把握しようとしてみますと、やはり企業がそこにどれぐらいの利益を乗せて、また、我々からすると、どれぐらいのお金をかければ建物を建てることができるのかということをはきちんと測定した上で、実質値へ変換していくことが重要になってくるわけでありまして。そういう中で、建設物価指数のアウトプット指数と申し上げておりますけれども、こちらを作ろうというのが、今回のプロジェクトということになっております。

この建設物価指数を作成しようとしてみますと、非常に難しい問題というのがあります。具体的には、品質を固定するという言葉しますが、価格指数を作るときというのは、アップルトゥアップル、オレンジトゥオレンジと言いますが、同じものを比較しながら、時間とともに価格がどう変化していったかというのを見なければいけません。リンゴはリンゴの価格を比較する、ミカンミカンの価格を比較する。リンゴとミカンと比較しても価格の変化は分からないということになります。

しかし、この建設物価、いわゆる建設、建物となりますと、オーダーメイドでそれぞれ作られておりますので、ただ一つとして同じものが存在していないという問題がございますので、そうしますと、どういうふうにしてその品質を固定するのかということが重要になってくるわけあります。

また、このような指数、消費者物価指数にしましても、GDPにしましても、勝手に作るわけにはいきませんので、我々は国際的なある一定の指針に基づいて、各国の比較ができる形で作成していくことが求められております。そういう意味ではそれぞれの中でマニュアル、指針というものがあつて、こちらに基づいて作っていく。

ただし、多くのものが明確な指針が定められているわけでありまして、この建設物価に限っては、まだ明確な指針というものが国際的にも定められておりません。なぜかといいますと、先ほど申し上げましたように、作り方が非常に難しいものでありますから、こういう作り方があるのだというオルタナティブな作成方法が、マニュアルの中には示されているわけでありまして、その中から各国は各国の事情に応じて作るということが、今定められているわけでありまして。

ただしこの指針というのも、年とともに改定が繰り返されていくということでもありますから、徐々にその後改定も繰り返されることというのは、我々も認識しておかなければいけないということになります。そういう意味で、今回は2つの研究プロジェクトを統計委員会担当室の中で行いました。

まず1つは、日本銀行の方々と共同で、各国でどういうふうにする建設物価指数が作られているのかということ、なるべくコストをかけずに調べようと。具体的には、いろいろな会議に日本銀行の方々も出張する機会がありますし、私自身も様々な国際会議に参加する機会がありますので、そのときに各国の事情についてきちんと聞いてこようということで、または先駆的な取組をされているところが分かれば、そこについては質問票を送って回答いただくという形で、各国の調査をするということの一つ行いました。

もう一つは、現在の日本の中で、こちらを踏まえまして、どういう指数の作り方が、実際コストをなるべくかけずに作るができるのか、または精度の高いものを作ることができるのかの施策をするということを行ったのが、今回の2つの研究でございます。

そういう意味で、最後になります、国際的な議論ということ、少し簡単に整理しますと、私自身、統計委員会の委員長から任命されたときに、2つのミッションを与えられました。

1つは、国際的な議論についてきちんと把握をしてほしいと。今どういう議論が国際的にこういう公的統計において、国際機関、IMFやOECDや、または国連の中で行われていて、そしてどういうことが今重要なポイントになっているのかということ、きちんと把握してほしいと。実はその中の一つが、この建設物価になるわけでありまして、そのことについてということでもあります。

もう一つは、国際的な貢献ができないか。日本の公的統計は世界の統計から少し遅れているということが指摘されて久しくなっておりますけれども、そういうものを少しリードすることができないかというようなことでもあります。この2つの目的を果たそうというのが、今回のプロジェクトということになっております。

今回、建設物価ということですから、建物というものを測定することが行われます。その下に今度土地が加わります。そうすると、そこになると不動産ということになってくるわけでありまして、この不動産の統計の作成をめぐるまは、平成21年から国連、OECD、IMF、BISなどが中心になって、統計整備を進めてきたところでもあります。

その国際会議につきましては、平成21年に私自身国連の会議に出席しまして、講演させていただいてきましてから、10年間、こういう議論に参加してきたわけでありまして、直近では、昨年5月にトルコの中央銀行で議論が行われました。その中でもこの建設物価についての議論というものも1度行ってあります。

そして12月にオーストラリア統計局でも行われまして、我々が今目指している姿について、OECDのGDPの担当責任者に対して議論を求めましたら、先駆的な取組ではないか、是非そのまま進めるといいのではないかというコメントをいただいたということでもあります。こちらは後ほどまた、肥後次長の方から御紹介させていただきます。

そして先週、2月18日から20日にかけて、3日間、ユーロスタットでこの問題につ

いて集中的な議論が行われまして、日本からも政府関係者も含めて出席してきたところでもあります。

そしてもう少し広くなりますと、建設だけということではありますが、今度家賃ということも重要になってくるわけです。これがC P Iの中に20%から25%ぐらい占めているわけでもありますけれども、このC P Iに関しましても、マニュアルが、総務省の方でも翻訳されたものがありますが、今改訂されている真っ最中でもあります。そしてまさにこの住宅に関するところのマニュアルの改訂が進められようとしているところでありまして、来週 I M Fの方でその会議がございますので、私もマニュアルの改訂に参加しておりますので、議論してまいります。そういう意味で、この建設又は不動産というところが、国際的にも非常に注目されている。

そしてもう一つ、最も測定が困難だということで、各国ともに後回しになってきた分野だったわけでもありますけれども、急速にこの10年ぐらいで各国が、建設物価統計でありますとか、不動産統計、または家賃の統計の整備を進め始めているところでもあります。日本においてもユーザー側からのニーズというのもございましたので、こちらをきちんと整備していこうというのが、このプロジェクトでございます。

また、先ほど改訂ということを申し上げました。例えば消費者物価指数というようなもののマニュアルを改訂していくときに、シティグループという専門家のグループがございまして、オタワグループというものがあります。こちら以外にも物価指数のそういうシティグループが幾つか存在するわけではありますが、先週のユーロスタットの会議で、今まではオタワグループミーティングの中でこの議論も進めてきたわけでもありますけれども、こちらを外へ外出した、不動産統計だけに特化したシティグループを立ち上げて、継続的に各国の統計のハーモナイズと、そして改善をしていくということが決定されたばかりであります。

そういう意味ではまだまだ、世界的にも日本が遅れているというわけではありませんが、議論が始まったところではありますけれども、そういうものの鮮明になるような研究になるのではないかとということで、今進めているところでございます。

これ以降の詳細につきましては、肥後次長の方から御説明をしていただきます。

○北村委員長代理 肥後次長、どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 統計委員会担当室の肥後でございます。資料4に沿いまして、私の方から、今回の研究の中間報告を、させていただければと思います。

表紙にございますとおり、本研究はそもそも基本計画に書き込まれたデフレーター整備の一環で、建設のアウトプットベース、市場価格ベースの物価指数を作る必要があるということで、やらせていただいている研究でございます。日本大学の清水専門委員、才田さん（一橋大学、兵庫県立大学）、日本銀行の長田さん、篠崎さん、それから統計委員会担当室の館主査と私で取り組んできた研究でございます。

ページをおめくりいただきまして、既に清水専門委員からイントロダクションをいただいておりますので、まず4ページ目を御覧いただけますか。先ほどお話がございましたけれども、現在の建設物価指数というのは、S N Aのデフレーターであったり、国土交通省

の建設工事費デフレーターというのがありますが、いずれもいわゆる投入コスト型の物価指数というものでございます。

これは4ページの右の絵にありますとおり、インプットを測っているわけですが、そのうち中間投入と雇用者報酬について価格データを当てはめて、指数を作っているというものでございます。実際に当てはめている価格データ自体は、4ページ目の左下のところで、企業物価指数であったり、企業向けサービス価格指数であったり、毎月勤労統計の賃金のデータということでございます。

5ページ目、このような「投入コスト型」物価指数、これは基本計画策定のときにも議論になったことございますけれども、精度向上に向けて幾つか課題があるということでございます。

1番目は、今申し上げましたとおり、上の4ページ目で緑の範囲だけカバーしておりますので、いわゆる利潤に当たるところがカバーされていない。これは平成28年で言いますと14%を占めています。このカバレッジが時系列的に変動することで、「投入コスト型」物価指数に誤差が生じる可能性があるということでございます。

もう一つは、労働コストのデータでございます。中間投入については物価指数を使っていますので、基本的には品質一定ということが担保されているわけでございますが、労働コストは毎月勤労統計の建設業の1人当たり賃金を利用しています。これは年齢、勤続年数、就業形態などの属性変化を考慮しない平均賃金でございますので、労働の質の変化が考慮されていない。時系列的に労働の質が変化すると、バイアスが生じる可能性があるということでございます。

ページおめくりいただきまして、6ページ目と7ページ目を御覧ください。どんな影響があるのかということについて、少し模式的に示したものでございます。

6ページ目は、現在の公表値というのは利潤のところを勘案していません。ここで物価指数をカバーしていないということは、要は利潤の変動は全部実質算出額の変動とみなして計算しているということでございます。そういったデフレーターが、下のグラフで言うと青色のものということでございます。

代替案として、この利潤の変動を全部価格変動だとみなすということもできると思います。こちらで試算してみたものがオレンジの点線でございます。当然利潤の変動を物価変動とみなすわけですから、足元かなり物価の上昇が目立つという形になりまして、そのため、建設業の実質算出額、足元の増加幅は小さい。逆に1990年代から2000年代半ばまではその逆になっているということでございます。このように、建設デフレターの精度向上においては、利潤の取扱いは大事だということでございます。

下、7ページ目でございます。先ほどの労働の質の変化でございます。こちらについては、短期変動という意味ではあまり大きくないということでございますけれども、労働の質、属性の変化は、時間とともにゆっくり進んでいくということだと思いますので、短期的には大きくないでしょうけれども、長期的には大きくなる可能性があるということでございます。

左下はJ I Pデータベースで提供されている労働の質指標というものをグラフで記載し

たものでございますが、昭和60年から平成24年までの27年間で、労働の質は14%ほど上がっている。右側は、労働政策研究・研修機構のいわゆる賃金センサスのデータから、属性固定型賃金を求めているものが公表されておりますので、こちらを記載しますと、過去31年間で24%ぐらいの乖離が生じているということですから、長い目で見れば無視できない差があるということでございます。

ページをおめぐりいただきまして、8ページ目以降でございますが、これをどうしたらいいのか、何かインプット型を改良するのも一つのアイデアでございますけれども、今回トライしたのはアウトプット型の建設物価指数を作ろうということでございます。

先ほど清水専門委員からもお話がございましたが、通常の物価指数というのは、本当に同一のもの、リンゴならリンゴ、オレンジならオレンジというものを追いかけて調査しましょうということなのですが、建設の世界では、同一の建物とか土木構築物が繰り返し建設されることはありません。建築物はどこにつくるかでコストが異なりますので、場所が大切です。例えば大手町に50階建てのビルというのが繰り返し建設されないと、そういうものは追いかけて物価指数は作れないということでございます。

ですので、何らかの新たな方法を開発する必要があるということございまして、ここで考えたものが、ここに記載してありますモデル価格アプローチと、細分化アプローチと、ヘドニックアプローチの3つでございます。

最初にちょっと概要をこの9ページ目で説明させていただきますけれども、モデル価格アプローチというのは、仮想的な建物や土木構築物、ビルとか住宅とか、あるいは橋とか道路とかを設定しまして、その設定したモデルを仮に建設した場合、建設した場合の価格をコストを積み上げて、要は見積もりしてもらおう。その積算価格を物価指数とするものでございます。

それから、細分化アプローチというのは、直接、建築物の産出価格のデータと品質を構成する属性データを集めてきて、データを仕様、属性ごとに層化して、細分化された層ごとに算出された平均価格から物価指数を作成するというものでございます。

ヘドニックアプローチは同じデータを使うのですが、このデータを使ってヘドニック関数を推計して、時系列ダミー項から物価指数を作成するものでございます。

1ページおめぐりください。10ページから12ページにかけては、この3つのアプローチの概要をもう少し詳しく記載させていただいております。作成方法の概要は今言ったとおりでございますが、少しメリットとデメリットについてここで簡単に述べさせていただきます。

モデル価格アプローチのメリットは、詳細な建物・土木構築物モデルを設定しますので、物価指数に必要な品質一定の条件が十分に担保されることです。基本的には同じものを作ったら幾らになるかという価格ができていますので、品質一定の条件が担保されるということでございます。

ただ、デメリットというのは、得られるデータは仮想的な建物・土木構築物の価格ですので、実勢の取引価格を捕捉するのは容易でないということがあります。特に建設会社に見積もってもらわなければならないというこ

とです。ですから、価格が妥当なのかどうかのチェックが大変であるということです。

さらに、そういったモデルを作ること自体が非常に難しい。専門的な知識がないと、どういう資材とか、工事業者とか、労力を使って作れるか分かりませんので、物価作成部署が建築・土木に関する高い専門知識を持つこと、あるいは専門業者にお金を払って、かなり高い価格で作業委託することが必要ということです。作成コストが一番高いアプローチでございます。後で諸外国の例で紹介させていただきます。

細分化アプローチでございますけれども、細分化アプローチのメリットは、大量の価格データと属性データが入手できるという前提ですが、もし入手できれば、少ない作業負担で物価指数を作成することができます。基本的には普通の統計の集計みたいなことをしてやれば、物価指数が作成されるということです。楽です。

モデル価格アプローチと違いまして、建物の種類を分類して分けていけばいいわけですから、建物のことはある程度分からないといけませんけれども、高い専門知識は要りません。また、次のヘドニックアプローチのように計量分析を行う知識も必要ではないので、低いコストで物価指数が作成できるということでございます。

ただ、デメリットですけれども、実際には価格に影響が大きい属性の情報を十分に集められない場合が多いということです。品質の固定度合いが3つの方法で最も甘くなりますので、物価指数はバイアスや振れを含みやすくなるということでございます。

1ページおめくりいただきまして、ヘドニックアプローチでございます。細分化アプローチにかなり似ているのですが、メリットは、同じデータを使うわけですけれども、層化や欠測値の補完手続を計量的な方法で客観的に実施できます。計量分析の能力は必要なのですが、こちらの方が物価作成部署において、その能力を確保するのは容易です。建築・土木に関する高い専門知識は不要ですので、作成コストは、細分化アプローチよりは高いですけれども、モデル価格アプローチよりは低いということでございます。

デメリットは全く同じでして、やはり属性情報が十分に集まらないということになると、ヘドニック関数の精度が十分でないことがあるということでございます。

13ページ目でございます。現在の一つの総括でございますけれども、これから説明させていただきますが、住宅や非住宅の建物、建築の部分です。下の表では青色のところについて、ですから、平成28年の建設投資65兆円のうち30兆円分については、細分化アプローチやヘドニックアプローチができるのではないかと、一定精度の物価指数が作成できる可能性があるということかと思えます。

一方、土木や建築補修についてはそういうことはできませんので、モデル価格アプローチに対応しなければいけないということですが、こちらはなかなか価格調査も大変ですし、仮想的な見積価格の報告者負担も重いので、何か公的データとかが使えないかということを検討する必要があるということでございます。ここまでがイントロダクションでございます。

1ページおめくりください。14ページ目から、先ほど日本銀行の方にも御協力いただいて、あとは清水専門委員や才田さんに御協力いただいて、諸外国における建設物価の作成状況について、サーベイをさせていただいたものでございます。

15ページ目に建設物価指数の一覧がございますけれども、ここから代表的なもの、特にモデル価格アプローチを中心に、16ページ以降で説明をさせていただければと思います。

16と17ページを御覧ください。まず米国の事例でございます。米国ではP P Iの中で建設物価を作っておりまして、非住宅建物を対象にモデル価格アプローチが行われています。

まず地域ごとに建設物価の水準が違いますので、まず地域に分け、それぞれの地域ごとに代表的な建築モデルというのを設定いたします。ここが大事なのですが、いわゆる外注業者として建設コスト積算会社を雇います。雇って、その人たちがいろいろなところで作られた建物のデータを集めてきて、各地域で代表的と見られる建設プロジェクト、ビルとかそういうものを決めるということを行います。

当該建設プロジェクトを建築物モデルとして描写するために、その建築物、建物を作るには何らかの工事と、その工事を行うために必要な資材とかいろいろなものを買ってこないといけませんので、そういうものを定義する、構成要素を決めるということを行います。その建築物を作るモデルを工事モデルと構成要素に分解して、価格を積算するというところを行います。

こちらが下の17ページでございます。毎四半期ごとに、その委託された建設コスト積算会社が構成要素のコストを積算、算定いたします。いわゆる必要な投入コストを計算することによってでございます。工事については、工事をやっている業者に聞くということになっております。調査対象とする工事モデルについて聞くわけですが、基本的なコスト、投入資材とかそういうのは全部分かっていますので、彼らを取る利潤、間接費と一般管理費みたいなものを聴取する。さらに、実際には建物は、いわゆる元請（ゼネコン）がやっていますので、元請において工事を施工管理する上で、更に上乘せされる利益及び間接費を調査して、全部を積み上げると、建築物の最終的な工事請負価格ができるという、非常に手間がかかるものでございます。

1ページおめぐりいただきまして18ページ目でございますが、このような形で、例えば米国の中西部にある倉庫というのがある、そのために必要な様々な構成要素というのが一覧表になっていて、こちらを積算して作るということによってございます。

19ページ目と20ページ目はカナダでございまして、これも似たような形でございます。住宅、あるいは非住宅について同じような形で、20ページ目にもう少し分かりやすいフローチャートみたいなものがあるわけですが、建物を決め、モデルを決めて、構成要素を決めて、その構成要素の価格データを選択して、こちらを入手して、こちらを積み上げて集計して指数を計算する。そういったプロセスということによってございます。

21ページ目、ドイツも同じでございまして、ドイツは工事モデルというのを決めて、直接聴取するというやり方によってございます。ポイントは、今、当該工事の受注を希望するとしたら、提示するであろう入札価格を回答してもらうということによってございます。

アメリカはB L Sが自分で、建築や土木に詳しいごく職員をいっぱい持っているわけではなくて、外注業者を使っているのがポイントなのですが、ドイツはそうでないらしくて、建設物価作成部署でかなり専門的な職員を結構採用しており、当該職員がいろいろなモデルとかを決めているという特徴があるということによってございます。

1 ページおめくりいただき、22ページ目を御覧ください。モデル価格調査における留意点ということですが、ここで示されているように、モデル価格調査はかなり難しい、はっきり言って手間がかかる調査でございますし、うまくやらないと実勢を反映しなくなるということです。つまり、建築モデルや工事モデルがきちんとしたものか、本当の建物のために必要なものをきちんと構成しているのかということ、今その工法で作られているのは、その資材で作られているかという代表性を確保する必要があります。

ですから、専門家がいないとできませんし、ドイツはこちらが分かるような専門家を職員として雇っているということでございます。そうやってモデルの代表性を確保するのは非常に難しい。モデルが妥当であっても、先ほど積算価格と申し上げましたが、最後は工事業者や元請のゼネコンが取る利潤が問題になりますので、その利潤が実勢を反映しているかということをチェックする必要があるということでございます。

アメリカのBLSでは、そこを確認するというをやっているわけですが、正直言います、これは建設の発注において、ある程度価格決定プロセスが透明な国と、そうでない国がございますので、透明な国であるということがある程度条件となります。アメリカは比較的透明なので、その利潤がある程度調査しやすいという特徴がございます。そうでない国はなかなか調査が大変ということでございます。

23ページ目以降は、少しヘドニックアプローチを2つ記載してありますけれども、どちらかという住宅については、かなり住宅の価格を決める属性のデータを集めやすい上に、品質のばらつきが小さいので、アメリカ、それから次のドイツでございますけれども、ヘドニックアプローチによる物価指数の作成が行われているということでございます。

25ページ目、このサーベイのセッションのまとめでございますけれども、なかなか簡単ではないということでございます。モデル価格アプローチの負担は重いので、もう少し楽なやり方を目指すアプローチもあり得ると思います。ここでは、紹介しませんでしたけれど、英国のように、既存の投入コスト型物価指数に利潤部分を調査して、利潤を上乗せするような簡易型建設物価指数というのもありますことを付言しておきたいと思います。また、ヘドニックアプローチについては、大量の価格データと属性データをどうやって集めるかということが問題になると思います。

清水専門委員をはじめ、幾人かの研究者は、不動産取引データ、土地込みのデータですけれども、こちらを利用して、Builder's Model の手法を適用して、土地を除去して、建物部分をやることによってデータ数を確保するというのも、一つの解決策になり得るのではないかという指摘をしているところでございます。

それでは、26ページ目からは、国土交通省の御協力をいただき、建築着工統計調査の調査票情報を用いた建設物価指数の作成について紹介させていただきます。

27ページ目は、建築着工統計調査の中身でございますが、ここに記載してあるとおりでございます。調査時点は着工時ということでございます。ですから、竣工時は少しかい離する可能性があります。実際に補正調査が行われて、後で補正されているわけでございますけれども、このデータ自体は、補正されていない着工時のデータということでございます。

調査項目につきましては次のページを御覧いただきまして、いろいろ多岐にわたっているということですが、新築とそうでないものについては多少違いがあるという特徴でございます。データの期間は、平成17年1月から平成30年3月までのデータをいただきました。

29ページ目に件数が記載してございますが、建築着工統計調査の全数でございますので、この13年間で660万件のデータがあるということございまして、そのうち住宅が594万件、非住宅が66万件で、地域別には下に記載してあるような分布で、東京都が60万件という規模ということでございます。

1ページおめくりいただきまして、30ページ目、中身でございますけれども、構造別に見た場合は、木造の住宅が圧倒的に多いということもございまして、木造が500万件以上を占めています。その後、Sと記載してあるのはいわゆる鉄骨造でございまして、これが120万件、それからRC19万件、こちら以外はかなり少ないということでございます。

住宅のみで申しますと、在来工法が多く、プレハブ、枠組壁工法が続いているということでございます。一戸建てが多いこともあって、一戸建てが件数としてはかなり多いということです。ですから、当然利用関係も住宅の場合は持ち家が中心で、分譲がこちらに続いているということでございます。

それから、31ページ目でございますが、なかなか表が見つらいのですけれども、用途別という分類がございまして、横軸を見ていただきますと、住宅以外についてどんな建物なのか分かると思います。住宅以外で件数が多いのは、店舗、それから事務所、倉庫といったところが多いということでございます。あと、縦軸では、一番上の居住以外のところは、建築主の業種が記載されているということでございます。

32ページ目を御覧ください。このようなデータを使いまして、先ほどから申し上げていきます細分化アプローチとヘドニックアプローチの2つの方法で、建設物価指数の試算を行ったものでございます。

33ページ目、細分化アプローチの概要でございますけれども、建築物の属性、いわゆる品質の違いを構成する主要な属性を基にデータを細分化して、品質固定を図るということでございます。

1ページおめくりいただきまして、34ページ目を御覧いただければと思うのですが、細分化アプローチをやる場合には、どの項目で細分化するかということが極めて重要でございますが、実際に国土交通省のホームページ上に、いわゆる集計表というのがございます。そこで取り上げられているクロス集計表で利用されている属性が重要な属性であると考えさせていただいて、その中で一番細分化されている組み合わせ、品質固定度合いが高いものを使用するということでございます。

ですので、住宅については、建築工法、建て方、構造。建築工法とは先ほど言った在来工法だとかプレハブとかです。それから建て方というのは一戸建てであるかとかそういうことです。構造は木造とか、鉄骨造とか、鉄筋コンクリート造とか、そういった分類です。あとは都道府県別。それから利用関係別というのは、持ち家であるか、貸し家であるかとか、そういうことでございます。

非住宅については、もともと複合であるか。件数的には、いわゆる店舗併用住宅みたいなのが結構多いので、こちらがあるかないか。それから、先ほど言った用途別です。事務所であるとかそういったところ、あるいは産業別の用途。それから構造別。それから都道府県別を細分化の項目区分として採用するというところでございます。

実はこうやってやりますと、データの件数が少なくなって、ゼロになってしまうセルがありますので、欠測値補完が大切でございます。より細分化を行えば、品質固定度合いは上がってくるわけですが、同一層内の物件数が減少して、欠測値が多く発生してしまうという問題がありまして、これについては担当の館主査の方でかなり細かく検討を行われたのですが、基本的には横ばい補完をするのがよいということで、一応整理させていただきました。今回の報告では、時間の関係で、その辺りは省略させていただきます。

それから、35ページですが、ヘドニックアプローチにつきましては、個票データを基に、ヘドニック関数を普通に推計しています。被説明変数を対数にして、説明変数側はダミーも含めて全部線形という方法でやって、TDと記載してあるタイムダミー項の係数から物価指数の作成を行うというものでございます。

36と37ページは、もう少し細かくヘドニックアプローチのことをやっておりますが、データは新築のみ、それから②と③は今申し上げたとおりです。それから④、どういう期間で推計するかということなのですが、これは国土交通省の不動産価格指数を作る際に、いろいろ研究会で検討された方法を使っております、当然パラメーターは変わってきますので、12か月の固定ウィンドウを1か月ずつずらして行って、そこで出てくる一番新しいところのタイムダミーをどんどん掛け算することによって指数を作るという、ローリング推計を行っています。

それから、区分なのですけれど、やはり構造別が一番重要だと考えましたので、住宅と非住宅に分け、それから木造、鉄筋コンクリート造（RC）、鉄骨造（S）、その他と、そういった8区分で推計を行っているということです。説明変数は、利用可能なものは全部使いましたということでございます。それから、誤差の不均一分散の処理は通常の処理をさせていただいているということでございます。

38ページ目には、実際の推計結果とデータ数を記載してございますので、御参照いただければと思います。推計された関数は、そんなに説明力が高いわけではございませんが、物価指数は作れているということでございます。

結果を40ページ目以降で紹介させていただきます。まず、先ほど言った8区分、住宅、非住宅、構造別、全部積み上げて、取引金額で、加重平均で積み上げた指数を作ったものが40ページでございます。これで全体の傾向を御覧いただければと思います。ここには3つのグラフが記載してございまして、先ほどの細分化アプローチが青、それからヘドニックアプローチが赤、国土交通省の建設工事費デフレーターを緑と記載しています。

御覧いただきますと、左側を見ると分かりやすいかと思いますが、最初のうちは3つの系列とも大体同じように動いているということで、平成26年ぐらいからややかい離が出てきておりまして、細分化アプローチ、ヘドニックアプローチと建設工事費デフレーターとのかい離はそれなりに大きいということかと思っております。そのアウトプット型の2つの種類

である細分化アプローチとヘドニックアプローチとのかい離も、それなりに大きくなっているという特徴でございます。

これは総論です。内訳を一個ずつ見ていきたいと思しますので、41ページ目を御覧ください。まず、住宅・木造については、細分化、ヘドニック、建設工事費デフレーターの相互のかい離は小さくなっています。上のグラフと目盛の細かさが違いますので、目盛はかなり細くなっていますが、それでもこの程度の差しかないということでございます。

42ページ目を御覧ください。住宅の鉄筋コンクリート造（RC）、基本的にはマンションということだと思えますけれども、こちらはかなり動きが違うということです。細分化アプローチ、ヘドニックアプローチと建設工事費デフレーターのかい離はかなり大きくなっていますし、細分化とヘドニックとのかい離も大きくなっているということでございます。

それから住宅の鉄骨造、アパートとかそういうところが中心かと思えますが、これは上の鉄筋コンクリート造ほどはかい離していないということでございますが、ただ細分化アプローチ、ヘドニックアプローチと建設工事費デフレーターは、それなりのかい離があるということでございます。ただ、細分化とヘドニックアプローチとのかい離は小さくなっているということでございます。

それから44ページ目、ここから非住宅でございます。非住宅の木造でございますけれども、こちらは細分化とヘドニックと建設工事費デフレーターは一定のかい離ということでございますが、細分化アプローチとヘドニックアプローチとのかい離はそれに比べるとやや小さ目ということかと思えます。

それから下、非住宅の鉄筋コンクリート造でございますが、こちらは先ほどの住宅のRCと似ていまして、細分化アプローチ、ヘドニックアプローチと建設工事費デフレーターとはかなり大きなかい離がある。ただ、細分化とヘドニックのかい離は、先ほどの住宅のRCとは違って小さくなっているということでございます。

1ページおめぐりください。46ページ目でございます。非住宅の鉄骨造。工場とか倉庫とかが高くなっているわけでございますけれども、こちらについては、細分化アプローチと建設工事費デフレーターのかい離はかなり大きくなっていますが、ヘドニックアプローチと建設工事費デフレーターのかい離はあまり大きくないということです。むしろ、細分化とヘドニックの差が結構大きくなっているということかと考えております。

47ページ目からまとめをさせていただきます。まず総論ですが、細分化アプローチやヘドニックアプローチによるアウトプット型の指数は、コスト積み上げで作成されるインプット型の建設工事費デフレーターよりも水準・変化率が高くなっています。期間別では平成25年ぐらいまではあまりかい離しておらず、その後かい離は顕著であるということでございまして、その理由としては、もともと建設工事費デフレーターはウエイト固定基準でございますから、投入構造が変化した可能性もございまして、先ほどから申し上げている、近年における建設業の利潤拡大の影響があるということでございます。

全般として、細分化アプローチによる指数が、ヘドニックアプローチによる指数よりも水準・変化率とも高くなっているということでございます。

それから、先ほど触れませんでしたけれど、2000年代後半、平成17年から22年過ぎまで

はあまりかい離していないのですが、細分化アプローチ・ヘドニックアプローチの指数の上昇タイミングがやや遅れぎみで、かつ変動がなだらかということで、工事デフレーター指数の上昇よりも遅れる傾向があるということでございます。これは住宅等の市場が競争的な市場環境である中、インプットの価格が変わっても産出価格が粘着的であり変わらない。なので、投入コスト上昇が契約価格に反映されるまでに時間がかかるということを反映したものではないかと考えてございます。

48ページ目でございます。こちらを少し内訳別に整理したもので、先ほどずっと口頭で説明させていただいたとおりでございます。住宅・木造は全部かい離が小さい一方で、ほかのところはそれなりにかい離があるというところでございます。特に住宅のRCと非住宅のRC、非住宅のSあたりはかなりかい離が目立っているということでございますし、ほかの住宅のS、非住宅の木造等も一定のかい離がある。それから細分化とヘドニックを見ますと、住宅のRCと非住宅のSとのかい離が大きい一方、ほかは小さいということでございます。

そういったグラフ上の整備をさせていただいた結果、49ページですが、住宅の木材についてはかい離が小さい、つまり3つの物価指数とも似ているということですから、投入コスト型で実勢の把握が可能という評価も可能ですので、アウトプット型指数の必要性は高くないということです。これは裏側では、木造住宅についての利潤は、比較的安定的に推移したのではないかとございます。

ただ、残り5つの区分については、一定のかい離であったり、あるいはかい離が非常に大きいということもございます。投入コスト型指数では、特に平成25年以降の局面では指数の把握が難しいということですので、アウトプット型の指数が必要となっています。マンションや非住宅建物では、最近では建設の受注環境が活況を呈して、利潤が拡大している可能性があるということもございます。

分析結果はこのとおりでございますけれども、最後のところで、細分化アプローチとヘドニックアプローチがなぜかい離しているのかということが、課題として残っていると思っております。

51ページ目でございますが、アウトプット型建築物価指数を作成する際には、細分化でいくのかヘドニックでいくのか、非常に重要な課題ということですので。一般的にはヘドニックアプローチの方が、物価指数の品質固定度合いは高いわけですから、細分化より望ましいとなるのだと思います。一方で、細分化アプローチは先ほど言ったとおり、主要な属性で層化して、層ごとに集計するだけで指数が作成できますので、作成コストはかなり低い。そこが大きなメリットであります。

ですので、細分化アプローチの指数がヘドニックアプローチとほぼ一緒であれば、細分化アプローチでやるのが低コストで効率的ということになります。実際、住宅の木造、住宅のS、非住宅の木造、非住宅のRCは両者のかい離が小さいので、細分化アプローチでよいのではないかとということになりますが、住宅のRCと非住宅のSは両者のかい離が大きいので、細分化アプローチは精度面での検証が必要ということだと思います。

ということでございます。52ページ目でございますが、細分化アプローチというのは、

先ほどは国土交通省の公表の系列を使って層化したということですが、指数精度引き上げのためには、層化項目を増やすことで品質固定度合いを高められるのではないかとということですが。

右にありますとおり、先ほどのベースラインに加えて、細分化する項目について、可能なものを加えた。正確にはヘドニック関数で説明変数の係数が有意になっているものを中心に、できる限り加えてみたというのが、ここでやっているアプローチでございます。

こちらでやった結果でございますけれども、53ページ目でございますが、ベースラインの緑の細分化アプローチにおいて、細分化する項目を増やすと、住宅のRCは指数の水準が下がってきており、ヘドニックの結果に近づいてきているということですから、品質固定度合いを上げることによって、ヘドニックに近づく効果があるということです。

この結果は54ページ目でも一緒、非住宅のSも一緒であるということでございます。

それから55ページ目でございます。これはかなり技術的なところでございますけれども、細分化アプローチによる価格は、先ほどベースラインで申し上げたのは、各層ごとに工事費予定額を全部足して、それから床面積も全部足して、こちらを割り算した、床面積当たり単価、いわゆる加重平均単価によって算出しています。

ヘドニックアプローチはデータを一個一個使っていますので、建築物ごとに床面積当たり単価を被説明変数として使っています。このため、一種の単純平均価格でヘドニックの関数が推計されている。ですから、細分化アプローチとヘドニックアプローチとのかい離については、加重平均と単純平均の違いが影響している可能性があるということでございます。

ヘドニックを加重平均するのは結構難しいので、とりあえず細分化アプローチで単純平均を計算したものが、57と58ページでございます。

57ページを見ると、住宅・RCは変化がないのですが、58ページの非住宅の鉄骨造については、それなりに下がっているということでございますので、指数算式、集計算式の影響は一定程度あるということでございます。

その原因は60ページ目を御覧いただければと思います。この図表は、横軸が単価、縦軸が出現頻度みたいなものだと思っていただければと思います。それをみますと、近年、非住宅の鉄骨造では、右の裾がだんだん広がってきています。建築単価が上がっているためもあるかもしれませんが、要は、非住宅で鉄骨で作る建築物のバリエーションが広がってきている。鉄筋コンクリート造がすごく割高になっているという面もあると思うのですが、建築主の方で、鉄骨でできるだけいろいろな建物を造りましょうという動きが起こった結果、値段の高いものが入ってきているということではないかと思います。

このようなものを集計する際に、先ほどの品質固定度合いの向上も聞きますし、集計算式の影響も聞いているということではないかと思います。

最後に少しまとめさせていただきます。61ページ目でございますが、建築着工統計調査の個票データを使って、建設物価指数作成の検討を行った。試作した指数の動きからは、名目建設額に対応したアウトプット型の建設物価指数が、それなりにうまく作成できている可能性があるということかと思えます。特にヘドニックアプローチによって、頑健な指

数が作成できる可能性もあるということです。

細分化アプローチについても、多くのところは住宅の木造、住宅の鉄骨、非住宅の木造、非住宅のRC造では、ヘドニックアプローチとほぼ一致しているので、細分化アプローチによる指数も一定の精度が確保されている可能性があるということです。

ただ、住宅のRCと非住宅の鉄骨造は、細分化アプローチとヘドニックアプローチのかい離が大きかったのですが、層化の項目を増やしたところ、かい離幅が縮小したということでございます。

住宅のRCについては言及しませんでしたけれど、やはり近年になってもばらつきが広がってきています。先ほどの分布図を御覧いただいてもそうなのですが、近年起きていることは、やはりタワーマンションみたいな非常に値段の高いものが入ってきて、住宅のRCの中のバリエーションが非常に広がっているという影響が出ているのだと思いますが、こちらを層化したりすることによって、少しかい離幅を縮小させることができたということでございますし、62ページ目、集計算式の工夫でかい離は縮小するというところでございます。

62ページ目の2番目のポチにあります、とはいっても、なかなかやはりこの住宅のRCや非住宅のSの辺りは、ばらつきは非常に大きいということです。昨年12月に開催させていただいたワークショップでは、委員の方々からは、ヘドニックアプローチをサンプル分割して、関数推計せよというコメントもいただいて、実はこちらはできていなくて、これから少しやりたいと思うのですが、指数作成方法については更に工夫していく必要があります。

ただ、非住宅のS造はかなりサンプルが多いのでやりやすいのですが、RCは先ほど御覧いただきましたようにあまりサンプル数がないので、12か月間ローリングでやるという条件制約のもとで、どこまでうまくできるかという問題があると思います。

また、もともとこれは着工時と竣工時との工事費のかい離という問題に対して、補正調査をどうやって使い補正を行うのかという問題や、あるいは本当に必要なのは進捗ベースの価格ですので、進捗ベースの物価指数作成などの問題も残されているということでございます。今後上記の点も併せて、来年度ももう少し国土交通省等のアドバイスをいただきながら、研究を続けていきたいと考えているということでございます。

事務局の方から説明は以上でございます。

○北村委員長代理 ありがとうございます。

それでは、ただ今の御説明について御質問、あるいは御意見があればお願いします。川崎委員、お願いします。

○川崎委員 大変丁寧な分析、研究をされて、本当に勉強になりました。ただ私は、これを伺ったばかりなので、全部正しく理解しているかどうか分かりませんが、幾つか質問と、それから感想を申し上げたいと思うのですが、実はこのような全く仕様が固定していないものについての価格を捉えるのはいかに難しいかというのは、この話からもよく分かると思ったので、そこに果敢に取り組まれているのは大変素晴らしいことだと思いました。

その中で、2つのアプローチで、細分化、それからヘドニックアプローチというのを

されているわけですが、実は私も昔、30年ぐらい前でしょうか、住宅家賃のヘドニックアプローチというのを最初にやったことがあって、実はやってみると、決定係数が全然上がらないということがあって、0.4とか0.5ぐらいで、ああ、よかったというぐらいの世界なのですが、そういう目で今回の結果を見ますと、決していい決定係数になっているわけではないので、その辺はこういうものを使って大丈夫だろうか。

つまり説明し切れていない要因が随分このモデルの中にあるのではないかと。これは38ページのことです。これを見るとそういう感じがありましたので、その辺りどう考えたらいいだろうかというのをお尋ねしてみたいと思います。

このことはもう一つ、このような細分化ないしはヘドニックに関係してくるのですが、47ページ辺りに、細分化アプローチやヘドニックアプローチについての評価のコメントを記載しておられますが、かい離の傾向がある理由として、投入構造の変化、建設業の利潤の拡大ということを挙げておられますが、もしや、品質の反映の有無ということが出てくるのではないかと私は思うのです。

例えば建物の仕様は、耐震性能ですとか、環境性能ですとか、あるいは内装なんかでもどの程度豪華であるとか、そういうレベルに限らず、ICT対応はどうなっているとか、そういうことで随分価格が変わるわけです。恐らくこのモデル式の中には、そういう建物の高性能化みたいな要因が入っていないのではないかと思うのです。

そうだとすると、全部こちらが価格要因に反映されるわけで、そういう意味では、よほどこのヘドニックアプローチを上手に、必要な指標、属性を入れていかないと、結局これはアプローチとしては、発想はいいのですけれども、出てきたものは必ずしも使えないということになるのではないかと思うのですが、そういった見方をしているのは、私は少し分かっていないからかもしれないのですが、どういう考えか、聞かせていただきたいと思います。

○清水専門委員 コメントいただきましてありがとうございます。2点であります。

1つ目、まずヘドニックアプローチについての欠点ということになってくるわけですが、まさに先ほど申し上げました2月18日から20日に行われました国際会議でも、ヘドニック法の問題点ということで、オミティブルバイアスと我々は言うておりますけれども、過少定式化のバイアスということで、本来説明変数に加えなければいけない変数を、追加することができないことによって出てくるような、ミススペシフィケーションと言っていますけれども、きちんとした推計ができていない可能性があるのではないかと問題は、ヘドニック法には必ずついて回る問題だということになってまいります。

この問題というのは、まさに細分化法をとった場合においても、全く同じ問題がついて回るわけでありまして、どちらの手法がいいかといいますと、やはり細かくすればするほど、細分化法の方では、今度は欠損値の問題がどうしても出てきてしまいますので、ヘドニック法の方が有利であると。

ただし委員が御指摘のとおり、本来考えなければいけない説明変数が、このデータベースに含まれているかということ、実は欠損してしまっているということがありますので、これをきちんとやっけていこうとしますと、そもそものこのデータを今収集しているところに、

本来必要なものを追加してくるような努力をしていく必要があるということになるかと思えます。

2つ目の新しい製品が登場してくる、カラーテレビ、パソコンなんか正にそうなわけですが、まず2つの要素が出てきます。1つ目は、まず製品そのものの品質が高性能化してくるという問題と、あとは建設技術が今度は変化してくるという、両方の問題が出てくるわけでありまして、このような問題というのは実は、ヘドニック法の中でもきちんと識別ができるかという、できないという問題ももちろん出てきております。

こういうのも、特に住宅の場合、海外なんかでも、環境性能がすごく高く、基準として求められてきておりますので、ヨーロッパの国々でもそういうものに対する対応ができないということで、苦勞があるのだという共有があったりしておりますので、これもやはりそういう変数がここに入っているかという、そもそもの既存の統計の項目の中に入っておりませんので、今の段階ではきちんと考慮ができていないということになってまいります。

もう一つは、救われるところといいますと、決定係数そのものの低さというのも問題になってくるのですが、今回はタイムトレンドを見るということで、タイムダミーの方の信頼度がどれぐらいなのかということにも出てくるのですが、やはりその中にもさっき委員の御指摘があったような、過少定式化のいろいろな項が含まれた形で、価格変化の中に出てきてしまう可能性がありますので、こういう問題なんかを考慮しながら改善をしていく必要であるというのは、今後の課題となってくるかと思えます。

○北村委員長代理 ありがとうございます。

ほかに御質問ありますか。どうぞ、河井委員。

○河井委員 私は、少しもしかしたら誤解しているかもしれないのですが、例えばいただいている資料の33ページと36ページのところに、この細分化アプローチとヘドニックアプローチの手法について記載されてあるのですが、そこで、床面積当たりの単価ということが被説明変数になっていて、分子にあるのが工事費予定額というものなのですが、これは売却価格と同じものだと考えるのですか。

例えば住宅なんかを見ていると、売れなかったら値段が下がっていったりするわけなのですが、売却価格というのが単純なコストを反映しているのであれば、アウトプットアプローチと呼んでいますが、これは実績にはインプットアプローチなのではないかという不安があるのですけれども、その点はどうなのでしょう。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 これは建築着工統計調査で何を調べるかという話です。基本的には工事費予定額というのは、建設業者、建築主が区市町村、建築指導課に対して工事届、要は確認申請を出して工事届を出すわけですが基本的には建設会社に請け負ってもらった金額が工事届に記載されています。

ですので、建築主の発注ですので、こちらは建築主が不動産会社であった場合には、2,000万円で作ってもらって、その家が2,000万円で売れるのか、2,500万円で売れるのかは市況次第ということです。ただ、売れた価格を記載しているのではなくて、実際に建設会社に発注した価格を記載しているものです。

ただ実際に、例えばSNA等、建設総合統計もそうですけれども、建設の産出額というのは工事出来高で把握されて、こちらは先ほど言ったとおり、請負額の総計になっていますので、SNAで実質化に用いるという点では、このやり方で両者平仄は合っていると思います。

○北村委員長代理 よろしいですか。ほかに何か御質問ありますか。

1つ私から質問があるのですが、細分化アプローチとヘドニックアプローチのキャップが結構大きかったのは住宅・RCということで、先ほど肥後次長が最後に説明されたのですけれど、こちらはやはり品質が固定というのは難しいということなのではないでしょうか。マンションとかそういうものだということなのですから、こちらに比べて木造住宅とかであれば、ある程度基準化されているので、両者のアプローチはそんなに差がない、そういう解釈でいいのでしょうか。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 正にそのとおりだと思っていまして、建築着工統計調査で得られる説明してコントロールするという世界において、例えば住宅・RCですと、単純に小さなマンションからタワーマンションまで入っていて、こちらを単価で比べるわけですが、階数、高さでコントロールはしていますが、その比例関係では捉えられないような違い、例えば、非常に高い建物になれば耐震性が必要になりますから単価が大きく上昇するみたいな効果、その非線形的な単価の増え方みたいなのはコントロールできていませんので、そういうものがうまくコントロールできなくて、ヘドニック関数の決定係数が下がる理由にもなりますし、指数の計算方法によって結果が違うという結果になっているのだと思います。

ですから、そこは明らかに説明変数が足りない。一戸建てはこれである程度捉えているけれども、マンションは難しいということではないかと思えます。

○清水専門委員 追加でお話をしますと、先ほど申し上げました国際ハンドブックを2013年から順次、国際機関で発行してきたわけですが、平成25年に初め住宅価格指数のハンドブックが出されまして、その中の最初のケースは戸建て住宅ということから始まっています。これは比較的どの国も作りやすいから、そこから作りましょうということでありまして、先ほどモデルアプローチの中で、班となっていますが、カナダの統計局になるわけですが、カナダ統計局も初めは、建設物価統計の中でも、戸建て住宅から始めたという経緯があります。

昨年ようやくコンドミニアムの調査をカナダも始めたということでありまして、今住宅価格指数のハンドブックの方も、こちらに合わせて改訂していますけれども、ようやくコンドミニアムをそこに載せることになってきています。

そして平成29年に、同じく国際機関から商業不動産のハンドブックが出てまいりまして、その中に、事務所、商業施設、ホテル、物流とかいうものが入ってきているわけですが、それらのものになればなるほど、均質性が劣るといえるか、不均質性が高くなっていきますので、やはり測定がすごく難しいということで、各国ともに苦労しているということでもあります。そのことが日本の結果でも改めて出てきているというのが、この状況ではないかと思っております。

○北村委員長代理 ありがとうございます。

ほかに御質問は。中村委員。

○中村委員 大変な作業で敬意を払いたいと思いますが、細分化アプローチにつきまして、これは層化項目を追加すると、ヘドニックの方に下がってくるという結果になっております。ただこれはいずれにしろ、平均の平均をとっているわけだから、何でもこういうことが起こるのかというのが少し理解しかねるのですけれども、どういうメカニズムなのでしょう。

○西郷委員 すみません、少し私、関連する質問があります。

今の中村委員の御指摘の点なのですけれども、恐らくヘドニック法と、それから細分化法と、同じ変数を使って細分化していれば、ヘドニック法を離散的に近似しているのが細分化法だという理解ができるので、多分同じ変数を使って十分にデータがあれば、関数型がきちんと特定できていけば、両者が大体近づいてくる傾向があるというのは自然だと思います。

逆に、細分化しても両者が近づかなかったとすると、もしかしたらヘドニック法の関数型の特定が不十分であるという可能性もあるので、今の御説明ですと、ヘドニック法があたかも真の値に近いという形で御説明がなされていますけれども、やはりこの関数型を特定化している形なので、先ほど肥後次長からも最後の方で、たしか関数型の推定自体にももう少し改良の余地があるというお話があったように思います。もしかしたら、線形の回帰ではなくて、もっと柔軟なものを使うと、ヘドニックアプローチと細分化アプローチ近づいてくるのかと思ったのですけれども、今の中村委員の御質問と併せて、少しどうなのでしょう。

私の理解では、ヘドニック法を離散的に近似しているのが細分化法であると。ただヘドニック法は関数型を特定化してくる分、ミススペシフィケーションが起きたとすると、必ずしも正確な価格指数というのは出てこない。だけれど、細分化法というのは、もしデータが十分にあればという前提が必要ですが、ノンパラメトリックにその関数型の推定をしているのと同じような形になるので、もし細分化が、データが十分にあるにもかかわらず、両者が違ふとしたら、疑うべきはもしかしたら細分化法の方ではなくて、ヘドニック法のアプローチの関数の特定化の方に問題がある可能性もあるのではないかと、お話を聞いて伺いました。

中村委員の疑問に答えたことになっているかどうか分からないのですが。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 最初の中村委員の御質問の件なのですが、これは物価指数によくある話で、先に指数化してから平均をとると、全部価格の水準を足して、それから平均をとって指数化するとの差だと思うのです。

ここで行われていることというのは、層ごとには全部足して、その全体で平均値を計算して、それからこちらを指数化したものを全体で積み上げるということをやっています。消費者物価指数の基礎データである小売物価統計調査では、ある都市の価格をまず全部足して、そこで平均額を求めてから指数化して、それを積み上げているのですけれども、層を区切るというのは、調査対象都市の区分をどんどん細分化して行って、A店舗、B店舗な

ど店舗ごとに指数化してから積み上げると指数の結果は違うこととなります。これと同じことが、今回の建築物価指数の推計で起きているということではないかと思えます。

○清水専門委員 ありがとうございます。正にそのとおりで、2つの可能性があると思っ
ていまして、まずはアグリゲーションバイアスと言っていますけれども、要素指数を一つ
一つ、どうしても細分化法の方では作っておりますので、この要素指数からアグリゲー
ションをしていく過程の中で生まれてくるバイアスの問題、ただ、欠損値については横置き
補完をするということをしておりますので、この補完方法に関するバイアスの問題、この
ようなことから、細分化法のバイアスが出てくるであろう。

もう一方でヘドニック法に関しては、西郷委員の御指摘のように、ミススペシフィケー
ションの問題で今線形でやっておりますので、これがもう少し弾力的な関数型になったと
ときには、違った指数が生まれてくる可能性もあります。

それぞれが、真の指数がどちらだか分からないものですから、それぞれに誤差を持った
結果が今の差として出てきておりますので、それぞれアグリゲーションバイアスの問題と
ミススペシフィケーションのバイアスの問題と、両方を少し調整していくのが、次の課題
ではないかということだと思います。ありがとうございます。

○北村委員長代理 よろしいですか。どうぞ。

○川崎委員 度々申し訳ありません。いろいろ議論をお聞きしながら改めて考えてみると、
少し逆説的なことを申し上げるかもしれませんが、どうもデータの制約から考えると、必
ずしもヘドニックアプローチが現実的なものではないのかもしれないという気が、私は正
直言ってしてきました。

どういう意味かといいますと、先ほど申しましたような、例えば環境性能が高いとか、
あるいは内装の水準が高いとか、施工の品質の高いとか、そういうものというのは実は全
然、調べようと思っても、調査事項上入れることが極めて難しい事項なのです。これは本
当に品質的なものですから、入れにくいというデータの制約がある。そうすると、この
問題をクリアするためには、推計技術の問題以上に、データ収集が現実的にできるかどう
かという問題があることが、結構大きな壁になるのではないかと思うのです。

ここで翻って投入コスト型は確かに問題が多々あるのですが、けれど、ベターかもしれ
ないということを私はふと思いました。なぜかというと、例えば環境性能が高いとか、施
工水準が高いということは、中間投入がどうしてもかかってしまうのです。例えば余分な
部材を供給するとか、あるいは余分な労働投入が必要になる。

そうすると、コスト面で言えば、どちらかということその数量的なアップは数量で反映
されるわけですが、ここで言う投入コストのデフレーターであれば、一個一個のエレメン
トに対してのコストアップ、価格上昇が図られることになるので、そういう意味では、よ
りよい品質調整の近似になっている可能性があると思えます。

これはふと思ったことなので、外れているかもしれませんが、必ずしもヘドニックが
ベストだという前提で追求していられない方がいいのではないかということ、感想とし
て持ちました。

以上です。

○北村委員長代理 どうぞ。

○肥後総務省統計委員会担当室次長 ありがとうございます。川崎委員のおっしゃるとおりだと思っております。今回は細分化アプローチとヘドニックアプローチの話ばかりさせていただきましてけれど、諸外国では、モデル価格アプローチが多く採用されています。モデル価格アプローチのよいところは、今言ったように、専門業者がモデルを設定して、そのモデルを元に積み上げて作るということをやりますので、投入されている部材と提供される建設技術の変化を織り込むことは可能です。なぜアメリカとかドイツとかは、すごいコストかかるのに、モデル価格アプローチで建設物価指数を作っているかということ、まさに川崎委員のおっしゃった品質変化を反映できるからだと思います。

イギリスで行っていることは、日本の投入コスト型指数に、利潤の変動を何とか調べてきて、その利潤を一種の価格変動として取り込めばいいのではないかと。そういう意味では、現在内閣府とか国土交通省がやっておられるような投入コスト型利潤の変動を何とか付け加えましょうという中間的なアプローチもあります。

ですから、必ずしもこのアウトプット型というか、ヘドニックがいいとか、細分化がいいとかいうことばかりでないし、先ほど申し上げましたけれど、こちらができる範囲もかなり限られていて、細分化アプローチやヘドニックアプローチは、建築でしかできません。アメリカやドイツの例を見ると、結局住宅だけでしかヘドニックはやっていないという実態ですので、その辺、どのような方法が一番よいかというのは、考えていく必要があるのだろうと。

ただ難しいのは、単に投入コスト型をやるとやはり労働の質の調整が難しくなってしまう。もし、モデル価格調査ができれば、投入する建設業者の質を固定化できると思うのです。モデル価格というのは、やはりそういうものの固定化をするために考案されているのではないかと。今は丸ごと建設業で働いている人たちの雇用者報酬が入ってしまっていますので、それではいけないので、工事を特定化し、それを通じて労働の質を固定化しようというアプローチがあり得るのだと思います。

○北村委員長代理 ありがとうございます。次の案件もありますので、これでこのセッションを終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

西村委員長も戻られましたので、まとめたいと思います。研究を進めていただいた統計委員会担当室に加え、共同研究に貢献いただいた清水専門委員、才田さん、日本銀行の皆様、さらにデータ提供をいただきました国土交通省に感謝いたします。

基本計画にも記載されていますように、アウトプットベースの建設物価指数の開発は、GDP精度向上に向けたデフレーター改善の中核を占める重要なプロジェクトです。この1年間で、諸外国における取組に関するサーベイを行い、建築着工統計調査の個票データを用いて建築物価指数を作成した点について、大きな成果を上げたかと判断しております。特に、試作された建築物価指数のパフォーマンスは、細分化アプローチ、ヘドニックアプローチ双方ともかなり良好なものであり、更に追加の分析を進めれば、建築分野の物価指数の実用化が可能になるのではないかと判断しているところです。

昨年12月のワークショップ後の追加分析では、細分化アプローチとヘドニックアプロー

チの指数のかい離について、一定の知見を得ることができました。これも非常に興味深い結果だと思います。これらを含め、統計委員会担当室を中心に引き続き研究を進め、進捗したところで再び御報告をお願いいたします。また、本研究成果は学術的にも興味深いので、論文としてしっかり取りまとめていただきたいと思います。

さらに第2段階としては、土木や建築補修といった分野で、どのようにして物価指数を作成すべきか、建築着工統計調査のような大規模データがこの分野には存在しないことから、より困難な課題を伴っておりますが、着実に研究を進めていただくようお願いいたします。その際には、共同研究者の清水専門委員、才田さん、日本銀行に加え、データ面で国土交通省の協力が欠かせないと思います。関連する皆様の御協力を、引き続きよろしくをお願いいたします。

それでは、このセッションを終わりにさせていただきます。先ほどの西村委員長が国会から戻られました。どうも御苦労さまでございました。これから西村委員長に議事を進めていただきます。

○西村委員長 皆様、先ほど国会から戻りました。

それでは、次の議事に移ります。次の議事は、点検検証部会の部会報告です。河井部長、御報告をお願いいたします。

○河井委員 それでは、昨日行われました第2回点検検証部会の審議状況について報告させていただきます。資料2を適宜御覧いただければと思います。

第2回点検検証部会においては、1月に実施された基幹統計の点検結果の整理を行いました。あとは基幹統計の予備審査の書面調査票の審議を行いました。あとは今後の進め方についても審議を行いました。以下概要を説明いたします。

まず最初に、不適正が疑われる事案発見時の対応方針について議論をいたしました。資料1-1と中に記載してある2ページを御覧いただければと思います。最初に前回の部会で、点検検証の過程で不適正と疑われる事案が発見した場合には、当該府省に対して速やかに正確な事実確認を行って、その結果を部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求める方針を決定したことを受けて、私の方から事案発生時の対応方針の案をお示しして、審議の上で決定いたしました。

部会やワーキングは公開で行うため、そこに提出された資料やその場の議論は即座に公表されますが、会議開催以外の場面で不適正が疑われる事案が発見された場合の対応方針として、まず部会構成員等の外部の者が発見した場合には、統計を所管する府省に対して速やかに事実関係の整理を行い、部会に報告するとともに、対外的に公表・説明を行うことを求めることといたしました。

次に、各府省内部の点検段階で各府省が発見した場合には、各府省が重大な影響が生じると考えられる数値の誤り、これは資料2の2ページ目の一番下のところに、影響度というもので、不適正の事案を外部への影響度という観点で、4つの段階に区別しているのですけれども、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの4つの段階で、ⅠとⅡは軽微といえますか、数値の誤りが

生じないもの、ⅢとⅣは数値の変更が生じるものということで大別することができて、特に問題である数値の変更があるもののうち、重大な影響があるものをⅣとして、数値の変更はあるのだけれども重大ではない、影響は大きくないと考えられるものをⅢと整理しております。

IとIIの区別も、重大であるかどうかというものが区分になっているわけなのですが、そのうち一番重大な影響があると考えられるレベルⅣと判断された場合には、当該府省において、部会への報告を待たずに、速やかに事実確認の結果等を公表するとともに、その後部会に報告することを決めました。その次の段階の、数値の変更はあるのだけれども、重大ではないと考えられるレベルⅢについては、部会への報告を待たずに、速やかにウェブ上の正誤情報などを通じて修正情報を周知することと決めました。あとは、数値の誤りを生じないレベルⅠとレベルⅡと判断された場合には、部会への報告として取りまとめ、その際に公表すること。いずれの場合においても、影響等による区分については、最終的に部会において判断するということを決定いたしました。

政府が実施した基幹統計の各案件についての評価というものを次に行いました。こちらは3ページ以降です。資料の3ページ以降に、先日報告された不適正な問題というものを、それぞれの影響度等について、先ほどお話しした4段階の基準に改めて整理するというところを行ったのですが、これが意外と時間がかかってといいますか、影響度の深刻度という観点で、皆様からいろいろな意見が出たということがありまして、これについては引き続き検討を行うことといたしました。

また、承認申請形式の適切性、これは川崎委員から示されたのですが、計画に記載されている内容が細か過ぎるのではないかとか、そもそも守れない公表期限が設定されているのではないかと、あるいは公表の遅延が長期にわたっているにもかかわらず、利用者からの批判もない場合は、そもそも当該集計事項の必要性を検討するべきではないか等の問題提起がありました。この点についても次回以降検討していきたいと考えております。これがまず1つ目の件です。

次の議論したポイントというものは、我々の部会で最も大事であります書面調査の調査票について議論を行いました。これは資料の17ページ、真ん中辺りなのですが、このような書面調査を各統計に対して行うということで、これについて部会の中で議論をいたしました。

この調査票の説明なのですが、簡単にお話ししますと、予備審査に向けた視点に基づいて、まず3つの観点が記載されてあるのですが、その3つの観点というのは、問題事案が発生することを防止すること、これが1つ目。発生時にどのような対応をするかというのが2つ目。3つ目が品質を向上させる。これが3つのポイントなのですが、この3つのポイントの状況を把握するために、その調査項目というものを設定しております。

17ページから18ページのところは統計の基本情報です。調査方法であったり、あとは回収率がどう推移しているか、10年間の推移を調査すること等、予算額も示されていますけれども、基本的な情報が調査されております。

2つ目は、発生防止の観点からの調査事項ですけれども、これは18ページから23ページ

にわたって記載されておりますが、調査の各段階のエラーのチェックをどのように行っているかということ調べたり、あとは、委託業者とか地方公共団体の履行状況の確認等についての調査というものが項目として挙げられています。

次は、不適切事案の発生時の対応ということに関する調査項目ですが、これは24ページから25ページに記載されております。ここでは毎月勤労統計調査で議論にも出てきました、必要なデータの保管状況について、あとは発生時の対応ルールがあるかないか、あとは行政利用の事前的な把握というものについて調査項目を設定しております。

最後の品質向上の観点からの調査事項なのですが、これは25ページから29ページに記載されております。統計ニーズの把握とか、担当職員の数、あとはその担当職員の能力とか、あるいは、これも毎月勤労統計調査で問題になりましたが、統計作成に用いるシステムの概要についても調査して、あとはオンライン調査の状況等についても調査するというものを質問項目として設定しております。

これに対して委員の方々から、いろいろな質問と申しますか、要望が出されたのですが、例えば、チェックをどのように行っているかというところで、目視によるチェックというのがあるのですが、しっかりしたチェックを行っているとは言えない、目視だとどれぐらいチェックできるのかということで、システムによるプログラムによるチェックを行っていない場合は、なぜそういうチェックを行っていないかという理由を確認すべきなのではないかという意見が出されました。

あとは嶋崎委員からは、各工程に要した期間、時間の概念がこの調査票にはないので、どれぐらい遅れているか、どれぐらいどこで時間がかかっているかという、期間に関する質問を追加するべきだという意見が出されました。あとは川崎委員からは、毎月勤労統計調査の事案を考えると、統計法とか統計制度に関する研修がどの程度行われているかというものを把握するべきだという意見も出ました。

これはたまたま3つを挙げたのですが、それ以外にもたくさんの質問が出まして、こちらに対する必要な修正を行うことにしております。修正につきましては部会長一任になりましたので、現在その調査票を確定するべく早急に対応しようと考えておりますが、こちらが確定し次第、すぐに各府省に書面調査を出したいと考えております。

この案、基幹統計は、調査統計を念頭に作成しているものなのですが、加工統計につきましても関連しない項目もありますので、無関係なものを省略する形で対応していきたいと考えております。

あと、残る一般統計につきましては、各府省に基幹統計に準じた自己点検を行うこととされておりますが、点検検証作業のめり張りの観点から、基幹統計の調査事項を一部簡略化して各府省にお示しすることとして、簡略化の内容につきましては部会長一任となっております。

あと、今後の進め方についても議論をいたしました。それらが資料31ページに記載されております。統計委員会で決定された統計委員会の対応についてと、第1回点検検証部会で決定した部会運営の基本方針を整理したのですが、今後は各府省から提出された書面調査の結果を基に、2つのワーキングを構成して、並行して議論を行うことになっており

ます。

資料32ページのとおり、府省別に分掌する形で、2つのワーキングの設置を決定いたしました。ワーキングの所属委員は、できる限り委員が過去に関与した統計の担当とはならないように配慮して決定いたしました。が、所属するワーキングに関与した統計が含まれていた場合は、その審議には加わらないということにしております。

私からの報告は以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今の報告について、何か御質問、御意見等ございますか。宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 河井委員、どうもありがとうございます。1つ質問させていただきたいのですが、24ページの必要なデータの保存というところは詳しく聞かれているのですが、例えばデータの種類の調査票情報というのは、多分、紙の回答書のようなものの情報をイメージされているのですか。

○河井委員 はい。

○宮川委員 そうすると、例えば毎月勤労統計調査のケースでも議論になりました電子データみたいなものは、どういう形で確認をしておけばいいのかというのは、少し分からなかったのですけれども、この中のどこかに含まれているということであれば結構なのですが。

○西村委員長 では、こちらから。

○永島総務省統計委員会担当室次長 調査票の作りについて、事務局から補足的な説明をさせていただきます。24ページの(1)の調査票情報のところの御質問だと思いますけれども、ここは紙のものも含まれますが、電子のものもここで読むことになっておりますので、紙と電子両方の調査票情報と御理解いただければと思います。

○宮川委員 その場合、例えば紙と電子で、少し私は詳しくないのですけれども、例えば保管期限とかが違っている場合は、例えばどういうふうに答えることになりますか。

○永島総務省統計委員会担当室次長 記入の仕方みたいなものを、また今後検討していきたいと思っておりますが、そこで紛れが生じないように工夫をしていきたいと思っております。

○西村委員長 ほかにいかがでしょうか。野呂委員、どうぞ。

○野呂委員 21ページのこの委託業者の履行確認のところ、民間委託を進めた方がいいという立場での意見なのですけれども、委託業者をどのように選択しているか、簡単に言いますと、例えば価格だけではなくて、そのクオリティーなどを見ているかというのは、どこかの項目の中でチェックされるのでしょうか。

○西村委員長 事務局からお願いします。

○永島総務省統計委員会担当室次長 事務局から回答いたします。今設定している調査票には、御指摘の点はまだ含まれてございません。

○西村委員長 今後検討するということですか。

川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 すみません、私も部会員なので勝手に申しますと、確かにその視点は少し議論の中からあまり出てこなかったもので、この後部会長にもお願いして、少し入れる方向で

考えていただいたらどうかと思います。

それから、この調査票は実は昨日の議論で本当にもう、皆様喧々がくがくで7時過ぎまでやっていたのですが、どこまで入れても満足ということに正直言ってならなかったのです。かといつてもう一方で、各府省から回答していただく場合にもものすごい回答量にもなってくるので、どこら辺をちょうどいいバランスにするかという議論もございました。そうすると、ある程度のところまで聞いた上で、この後ヒアリングを個別にやっていきますので、漏れているところについては、是非ヒアリングの中で質問させていただこうかとも考えております。

そういう意味で、これからまた部会の中で、部会長、また他の委員の方々とも議論させていただくのですが、そういう中で、この本委員会の方々からも御意見があったら、何かの形で集約をしていただいたら、部会の方も運営しやすいと感じております。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

今回の点検検証部会は、中立性と同時に、プラクティカルティーというか、実際にできるということと、2つの間をどういうふうにバランスをとっていかが一番大きな問題なわけです。基本的には性善説に立って、全てをきちんと説明していただくという形になりますが、しかし最終的な評価は委員の方々をお願いする。委員の方々の負担がものすごく重くなって非常に申し訳ないのですけれど、そういう形にする。そこに中立性が確保される。

ただし事務局も、当然のことですが、委員の方々の基本的な線に従って、きちんとしたデータを出してもらうように、大変な努力をしなければいけない。このバランスのところだと思うのです。そういう意味で、河井委員の最初の部会長案、資料1-1というのは非常に重要になると私は考えています。ここで重要なのは、最終的なところは部会が責任を持つという形になっている。つまり部会構成員等が発見した場合というのは当然一番重要なところですが、こちらとそれから各府省が発見した場合と、2つ明確に分けております。

そういうところで、例えばいろいろな形で府省が発見した場合以外のケースというのも当然ありますから、そういったものが、例えば部外構成員に対して何らかの情報提供があった場合には、当然そこでまた考えるという形になりますから、ここでは部会が非常に重要な役割を果たし、かつ責任を持ってやる、事務局はこちらをサポートするということが明確にされていると考えております。

そういう意味で、この部会長案の対応方針、これが實際上具体的な案といえますか、非常に個別性がありますから、その個別性を考えながら、しかし全体としてのある種のプリンシプルを出すというのが、方針及び、それから具体的な書面調査票という形になるわけです。そういう意味で、この書面調査票も今の話で分かるように、これからある意味個別具体的には部分的に加えていく、そういった形になると思いますので、その辺のところは自由度は当然ですが、部会にお願いしたいと思っております。

それでは、ただ今御報告のありました、1番目、不適正が疑われる事案の発見時の対応、2番目が書面調査票、それから3番目、今後の進め方については、私としては本委員会としても了承したいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○西村委員長 了承いただいたと。

○宮川委員 質問項目についてはまだ、部会長一任で検討されるということで承認ということですか。

○西村委員長 部会長一任ということです。

○宮川委員 そうということですか。

○西村委員長 そうということですが。書面調査票はまだ。

○宮川委員 これからということですか。

○河井委員 これからまだ、御意見を是非。

改めて御覧になっていただいて、やはりここを加えた方がいいとかという御意見をもしただければ、こちらをできるだけ反映させて送りたいと思いますが、もし書面調査票で反映されなかった場合には、今度はヒアリングにおいて対応していきたいと思います。

○宮川委員 ありがとうございます。

○西村委員長 基本線が了承されたということによろしいかと思えます。

今後、2つのワーキンググループで書面調査結果に基づいて、各基幹統計のヒアリングが行われることとなりますが、精力的な審議をお願いしたいと思います。

各府省におかれても、書面調査やヒアリングに誠実に対応していただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

それでは、次の議事に移ります。統計委員会委員長宛てに、経済統計学会及び社会調査協会理事長から、要望書・意見書が寄せられております。事務局より御紹介をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、要望書・意見書を紹介します。資料3-1、資料3-2を御覧願います。抜粋して読み上げさせていただきます。

まず資料3-1からですが、厚生労働省の統計法違反をめぐる経済統計学会からの声明ということで、経済統計学会会長、金子治平様よりいただいております。

経済統計学会を代表し、厚生労働省の統計不正問題について声明する。

日本が近代国家としての歩みを開始して以来、一貫して公的統計は、その時々の実態を反映する鏡、将来を指し示す道標として位置づけられ、それはいかなる権力からも自立した存在であるべきとされてきた。統計法（昭和22年法律第18号）は、「統計の真実性」の確保を最優先の目的として規定し、さらに改正統計法（平成19年法律第53号）は公的統計を国民共通の情報資産と謳い、それを行政のみならず広く社会の営みの基盤をなす情報と規定している。近年、EBPMとして公正かつ透明な政策立案が強く求められる中、現実の客観的な把握並びに正確な将来の見通しの提供という統計の社会的使命は、一層重要性を増している。

今回の労働統計を中心とする統計不正は、統計の真実性の確保という、統計再建にあたって掲げた所期の目的を達成すべく設計された法制度の仕組みそれ自体の存立基盤を覆すものであり、わが国の公的統計、ひいては日本という国の有り方そのものを根底から揺るがしかねない問題に他ならない。

公的統計は、調査の企画・実施者のみによって成るものではなく、その質の確保には、地方職員あるいは実査を担当する調査員の日々のたゆまざる奮闘、そして何よりも被調査者である国民の調査協力が不可欠である。

裏面に参ります。このような事案が発生したことは、困難な調査環境の中、統計作成の第一線で日々尽力している統計関係者、そして何よりも、これまで調査に協力してきた国民に対する冒瀆以外の何物でもない。今回の不祥事が、統計行政そのものの在り方を根底から揺るがす深刻な問題であることから、その対応を誤ればわが国の公的統計に将来はない。

関係各機関に対しては、政治権力から独立でなければならないという近代統計の原点に立ち返り、また統計の真実性の確保という戦後の統計法の精神に思いを致し、公的統計の社会的使命を改めて確認するよう願う次第である。同時に、公的統計の品質保証のフレームワークに則り統計作成業務を遂行することを要望する。

今回の統計不正が、2000年代初頭のいわゆる「三位一体改革」以来の統計職員並びに統計予算の削減をその一因としていることは想像に難くない。また、調査の企画・実施者内の制度的な意思疎通の齟齬も影響しているのではないかと考える。統計委員会、制度官庁を中心に、今後二度とこのような事案が起きることがないように、統計行政の透明性の向上に一層尽力され、わが国の公的統計の信頼回復に向けた真摯な取り組みが政府全体としてなされることを強く要請したい。

続きまして、資料3-2、一般社団法人社会調査協会理事長からの声明です。

統計不正問題と公的統計調査のありかたについて。

毎月勤労統計調査に端を発する公的統計業務における様々な不正は、「エビデンス」をもとに進められるべき行政と政策策定のみならず、「エビデンス」に関する探求を担う学術研究にとってもきわめて深刻な問題である。もっと重大なのは、遅くとも2015年までにはそうした調査方法が規則上間違いであるのみならず復元処理をしていない点において統計上間違いでもあることに気づきながら、そのことが今日まで統計委員会等に報告されないで実質的に隠蔽されてきたことである。

今回の問題の背景には、公的な統計調査における「事実への畏怖」の欠如ないし希薄化、そしてデータとその収集・分析方法は厳粛なものだという認識の不足がある。学術研究の世界では、データの不正はもちろん、間違いの隠蔽でさえ絶対にあってはならない重大な逸脱である。本来、公的統計調査にも同じ規範が貫徹すべきであるにもかかわらず、残念ながらそうではなかった。

社会調査協会として、今回の統計不正の背景の一つに「調査プロセス」の軽視という問題がある点を重大なこととして指摘したい。世論調査その他のさまざまな社会調査において回収率の大幅な低下を中心とする調査環境の悪化はますます深刻さを増してきている。

全数調査から抽出調査への切り替えは、こうした全般的な調査の困難と環境の悪化のなかで、調査の現場において安易にとられた選択であったと思われる。

裏面にまいります。そうした切り替えは調査法上および統計学上適切な手続きや方法を踏まえなければならない。必ずしもこうした社会調査方法論上のイロハが周知されていな

かったように思われる。

統計調査行政には、統計法で個人や法人に調査への「報告義務」を課していることを前提にして、そもそもどのようにして正確で信頼しうる統計調査データを収集するかという「調査プロセス」の問題を軽視する傾向がなかったらどうかと疑われるのである。職員等へは、統計学だけではなく調査方法論に関する必要かつ十分な教育と訓練が施されなければならない。対策は十分にとられてこなかったという点は否めないだろう。

正確で信頼しうるデータを収集するため、適切な統計調査体制を再構築することは、官民を問わない急務の課題である。

日本の統計調査行政の改善すべきところは改善し、公的統計のみならず他の統計調査データも含めて、より一層正確なデータを収集しうるしくみを構築して、日本の統計調査への一般的な信頼を高めていくことである。

社会調査協会および社会調査の専門家はけっして協力を惜しむものではない。

盛山和夫理事長よりいただいております。

以上となります。

○西村委員長 2つの要望書の中には、公的統計に係る大変厳しい指摘がありました。これは関係者全員が真摯に受けとめる必要があるものだと思います。統計委員会としては、こうした御意見を真摯に受けとめた上で、引き続き適切に対応していきたいと考えています。関係府省の統計幹事は、組織全体としてしっかりと対応するよう、府省内への周知をお願いしたいと思います。

次に、前回の統計委員会に引き続いて、毎月勤労統計調査の事案について取り上げます。

これまで幾度にもわたって厚生労働省からは御説明をいただいておりますが、まず第1に、欠落している平成16年から平成23年のデータをどのように推計するか、それから第2に、今後の調査・集計の設計をどのようにするか、この2点に関しては、いまだ十分な説明を受けておりません。

本日は、そのうち後者の今後の調査・集計の設計はどのようにするかに関して、1番目、平成30年の標本入れ替え後の最新の標本設計・抽出方法について、さらに2番目、共通事業所系列の作成方法について、厚生労働省から追加の御説明をお願いいたします。これらの資料は厚生労働省で、現在開催中の毎月勤労統計の「共通事業所」の賃金の実質化をめぐる論点に係る検討会で提出されたものをベースに、厚生労働省に対して御説明をお願いしたものです。

賃金の実質化については、同検討会で検討が進められていると承知しておりますので、統計委員会としては、何らかの議論をここでする予定はありません。その点を御承知おきいただきたいと思いますと考えております。それでは厚生労働者から御説明をお願いいたします。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 厚生労働省でございます。では、資料3-3に沿って説明させていただきます。座って失礼させていただきます。

資料3-3、毎月勤労統計調査についてで、1枚おめくりいただきまして、ただ今委員長よりお話もございました、今後の調査・集計の設計をどういうふうにしていくかという

ことで、まずは必要な基本情報を整理させていただきました。

まず、最初の1ページですけれど、毎月勤労統計とはということで、全国調査と記載しております。今までこちらで議論していただいた話自身は、全国調査、厚生労働省が実施して全国の集計値を出すというものを中心にしていたかと思えますけれども、この後、各都道府県ごとに公表する地方調査もございますので、こちらと併せて今回説明させていただければと思います。

1ページのところは、調査目的、調査内容・対象事業所数等、そこに記載されておりでございますけれども、調査対象事業所数のところにつきましては、その2つ目のポツにございますけれども、常用労働者5人以上の約190万事業所から抽出した、約3万3,200事業所という形で調査計画を立てておりますけれども、これにつきましては先般御指摘がございましたとおり、現在平成30年1月の調査時点では、指定事業所は約3万800となっております、ここに不足している等で、これについても改める形で今後作業を進めていく必要があるという状況でございます。

公表しているのは、賃金、労働時間、常用労働者数ということで、調査の方法はそのとおりでございますけれども、ここにつきましても500人以上事業所を全数調査という形で、調査計画としておりますけれども、実際には現時点では東京都につきまして、その下の※のところにありますけれども、全数調査ができていないということで、先般こちらの方に諮問させていただきましたとおりに、平成31年6月分調査より、東京でできない分を追加する形での全数調査を実施する予定としております。

なお、サンプル入替えにつきましては、30人から499人のところを標本調査で、毎年3分の1ずつサンプル入替えをするという形で、この平成30年1月から制度を経過的に変えておりまして、現時点平成30年、平成31年につきましては2分の1ずつ入れ替え、その経過期間を経て、2020年以降3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングで実施するという形で予定しております。5人から29人につきましては、既に半年ごとに3分の1ずつ入替えをするという形になっております。

抽出方法は、先般少し御説明させていただきましたけれども、基本的に事業所母集団データベースの年次フレームから、無作為抽出でやっているというものでございます。5人から29人については2段階で、センサスの調査区に基づいてやって、その調査区から選ぶという形をとっているものでございます。

標本設計自身は、そこにありますように、産業と規模で、標本誤差がその範囲内になるように設定しているというものでございます。

あとは追加指定、これは廃止等があった場合には、毎年1回ですけれども、年次フレームから事業所を抽出して追加して行うという形でやっているものでございます。

次のページが、今まであまり説明しておりませんでした、地方調査でございます。この3ページの地方調査でございますけれども、基本的に調査目的、あるいは調査内容自身は同じで、全国調査に準じて各都道府県において公表しているものですが、ただ都道府県ごとにやるという形になりますので、当然サンプルが少なくなり、その標本設計自身の標本誤差も違う設定になってくるわけですが、ただ、全国調査でとったサンプルだ

けではこの誤差に収まらないということがございますので、地方調査分は追加的に事業所を選ぶというやり方をとっております。

そのイメージがその下のところでございますけれど、全国の抽出率逆数が仮に6の場合、全国調査としてはその都道府県において、逆数6でとりますので、下で言いますと、例えば黒い丸のところを6つ飛ばしてとっていくという形になりますけれども、地方調査で追加する場合には、その約数で逆数をとるようにしております、この場合ですと、6ずつとる間をとって、3ずつとって、全国調査は黒い丸だけですけれども、地方調査の集計対象としましては、黒い丸と二重丸と両方合わせてやっていくという形になっております。

次をおめくりいただきまして、4ページはそのための推計方法ですので、少し省略させていただきますけれども、産業、規模別の平均値の推計と、こちらを産業計、規模計に大きくしていくというもので、推定比率を使ってやっていくものでございます。

先ほど申しました抽出率逆数、これは平成30年の入替えのときのものを用意させていただきましたけれども、産業と都道府県で、最初の1ページは500人以上ですので、基本的に1。ただ東京が今1にできていないというところで、東京のところだけが違っているという形になっております。5ページ、それから6ページが同じような500人以上のものでございます。

それで100人から499人の7ページのところを御覧いただきたいのですが、ここで、まずこの表を御覧いただきますと、一番左側に全国と記載しております。これが全国調査の抽出のためのものでございまして、東京と東京以外という形で、以前平成27年の時のものお示ししたかと思っておりますけれども、全国と記載してあるところが東京以外で、全国調査のために抽出するときの抽出率逆数に当たります。

これでは地方調査の部分では不足するというか、上積みする必要がありますので、その場合に、例えばその隣の北海道ではどうしているかという形で、1のところはもう1で変わりませんが、例えば次の建設業のところだと、全国では24でとっておりますけれども、北海道の場合はその約数に当たります6をとって、更に多くとる、青森の場合は2でとるという形で、都道府県ごとに更に上積み、追加的に対象サンプルを抽出しているものでございます。

次の8ページ。それから9ページは30人から99人のところで、これも作りとしては同じで、全国とそれに上積みする形での各都道府県というのを紹介させていただいております。

これが抽出率の逆数でございまして、11ページからは、実際の事業所数をとったものでございます。これも先ほどのものに基づいてやっているという形で、500人以上が①と②、それから100人から499人が13ページ、14ページ、そして15ページ、16ページで30人から99人という形となっております。

その母集団事業所数となるものが、次の17ページからでございます。ここにつきましては、母集団と、あとは先ほどの抽出事業所数を比較いただくと、少し分かるかもしれませんが、平成30年1月時点の抽出というのは、先ほど申しましたようにローテーション・サンプリングを始めるための経過措置ということで、2分の1の抽出をとるという形

になっておりますので、実際母集団に対して、例えば500人以上であっても、全数をとっていないのは、既に今回入れ替わりにならない部分が別途調査対象になっていて、入れ替わる部分、実際500人以上の場合は1分の1なので、実質的には継続するのですが、調査上の形としては一旦切って改めて抽出して、そこを指定するという形をとっておりますので、500人以上についても新たな抽出事業所が出てきているものでございます。

この事業所数につきまして、18ページまでが500人以上、19ページ、20ページが100人から499人、21、22ページが30人から99人という形になっております。これは今回事業所数で提示させていただきました。前回、平成27年のときに労働者数もお示ししていたところですが、今回そこまでの作業ができておりませんで、今回は抽出事業所数と母集団の事業所数のみの提示とさせていただきます。と思っております。

それから、次の「共通事業所」系列の作成方法、これは23ページからでございますけれども、今回、毎月勤労統計調査のサンプル入替え時、ベンチマークも更新いたしまして、ギャップができる部分につきまして、参考値として共通事業所の前年同月比というのを提示させていただいております。その部分について、今回この機会に皆様方に少し説明させていただければと思ひまして、資料を用意させていただきました。

24ページからになります。24ページのところは、共通事業所の集計値というのはいかなるものかというものでございますけれども、これは今申しましたように、サンプルの入替え、あるいはベンチマークの影響を除いた形で前年同月比を見ることを目的としておりますので、上の四角い囲みのところにありますけれども、今言いました①、②の影響を受けないようにという形で、1年前と当月の両方に回答している、どちらでも回答しているものを調査対象、共通事業者と呼んでおりますけれども、そのみの調査対象に限定して、1年前と当月を比較する。ただしその場合に、ベンチマークの影響を除くという目的のために、ベンチマークを同じにしてやっているというものでございます。

具体的には下の式のとおりでございますけれども、①、②は先ほどの毎月勤労統計調査の集計のやり方そのままでございますけれども、違っているのが、下の推計比率でございます。前年と当年の部分を表示させていただいておりますけれども、基本的に前年でやるときは、このラージE自身は母集団労働者数になるわけです。ここの部分をnマイナス1でやると、その時点でのベンチマークという形になるわけですが、こちらをnにそろえることによって、当年と前年のベンチマークの影響を除去するという形で計算しているものでございます。

この共通事業所の集計値の作成・公表の経緯につきましては、次の25ページでございますけれども、平成30年1月よりローテーション・サンプリングを導入して、今までは一斉に入れ替えておりましたので、その部分がつながらないというのがあったわけですが、ローテーション・サンプリングになりましたので、1年前と当月とで共通する事業所が一定割合存在するということを踏まえてやってきたものでございまして、経済財政諮問会議でありますとか、あるいはこちらの統計委員会の議論の中で、平成30年1月分の発表時から、こういうものを発表させていただいたものでございます。

次の26ページは、そのときの入替えの中での模式図という形で、これらはローテーショ

ン・サンプリングを平準化した、3分の1ずつ入れ替えていくときのイメージですけれども、あるX年に見たときに、1年前と当月とで共通する事業所について、賃金の前年同月比を見る、あるいはその当月と、1年たったときは、この翌年の同じ2月を見ていくという形で、サンプルは入れ替わっていくわけですけれども、そこで同じ事業所をベースに前年同月比を見ていくという形でやっていくものでございます。これは、月が違った場合にも同じような形で、共通事業所をとっていくという趣旨のものでございます。

実際これをどういうふうに計算しているかというのは、数字を見ていただいた方が分かりやすいかと思ひまして、27ページを御覧いただければと思ひます。左の方は本系列で、これは通常の計算でございますので、例えば平成28年1月、平成29年1月それぞれ金額で、そこを指数化して前年同月比をとることになりますけれども、一方で共通事業所の場合は青い網かけをとっておりますけれども、例えば一番上のところで見させていただきますと、平成28年1月と平成29年1月を比べるときは、そのこの2つの月で共通している事業所についてそれぞれ平均賃金を出して、その伸び率を出す。

この場合ですと、前年同月比で言うると1.8%になるという形ですし、平成29年1月と平成30年1月を比べるときは、これはまたその両者に共通するものが別になりますので、それぞれで平均賃金を出して、その伸び率を出すという感じでございます。

ちなみにサンプル数をそこに記載してありますけれども、回収等も考えますと、本系列の方は2万5,000前後のサンプル数になっておりますけれども、共通事業所は両方の月に共通しているという限定をかけますので、大体1万ぐらいのサンプルになっているのが現状でございます。

そのものにつきまして、具体的な産業規模でどれぐらいの事業所がサンプルに入っているかというところは、28ページに数字を載せております。

29ページは、具体的に本系列のうちの何%ぐらいが共通事業所の対象になっているかというのを見たもので、規模別で言いますと、下の黄色い網かけのところ少し顕著に出ているのですけれども、全体平均としては40%ぐらいが共通事業所になっているわけで、100人から499人と30人から99人は大体その平均を少し上回るぐらいなのですけれども、500人の場合は8割ぐらいが対象になって、5人から29人は3割ぐらいになっているのが現状でございます。

なぜこういう規模によって差が出るかというのは、次の30ページのところに、これも模式的な絵を描いておりますけれども、500人以上につきましては、東京都の現状以外は全数調査でやっておりますので、調査票を出していただいているかということで差は出ますけれども、基本的には対象になり得るという形になるのですが、一方で30人から499人につきましては、現在2分の1ずつ入れ替えをしておりますので、その流れでいきますと、半分ぐらいが対象になり得るということ、それから5人から29人につきましては、1つの事業所につきましては18か月間というのが調査対象期間になりますので、1月と翌年1月と両方に入るものとしましては、この3つのグループの1つのグループからだけになるという形で、マックスで3分の1になるのかと思っております。

ちなみに次の31ページのところは、実際その共通事業所になっているところと同じ期間

調査対象になっている、この場合で言いますと、平成29年と平成30年のそれぞれの1月で、どちらも調査対象になっているのですけれども、両方出したところを共通事業所、それから、平成29年は出していたけれど平成30年には調査の回答がなかったところを比較して、少し分析してみたもので、サンプルで言いますと、1割ぐらいが出ていないことになるわけですけれども、数字で見ると、やや未提出の事業所の方が低い部分が多いのかというのが、現時点での見ただけでございます。

あと、32、33ページは同じように、共通事業所の特性を見るという意味で、本系列の部分とパート比率と男女比率を計算したものでございますけれども、やや本系列と差が出る。例えばパート比率で言うと、本系列の方が若干高い数字が出ているのかと考えております。

資料3-3の説明を以上で終わらせていただきます。

○西村委員長 ありがとうございます。冒頭に御紹介がありましたとおり、資料3-3に関して関根委員から御質問が寄せられているということですので、事務局より御紹介をお願いします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 それでは、席上配布資料、資料3-3「毎月勤労統計調査について」の御質問等という資料を御覧いただけますか。

所用のため統計委員会を欠席せざるを得なかったことから、標題につき別紙のとおり私からのご質問等を用意させていただきました。別紙の内容を御紹介いただければ幸いですということですので、紹介させていただきます。

1枚おめぐりください。本日は、所用のため出席できないことから、厚生労働省による提出資料3-3「毎月勤労統計調査について」、書面にて、ご質問等を述べさせていただきます。

昨日事前送付していただいた同資料を拝見したところ、毎月勤労統計に関する集計・推計方法などがかなり丁寧に説明され、また、定義や数式も詳細に記述されており、同統計のユーザーには大変有用なものとなっています。私としては、高く評価したいと思います。

ここまで開示していただきましたので、わたくしとしては、さらにご説明いただけると同統計の作りに理解が深まるとみられる点について、具体的には、賃金のウェイト計算に用いられる雇用者数の計算方法についてご質問させていただきます。資料3-3の厚生労働省の資料P. 4の下の方に記述されています、産業*i*および規模*j*の推定比率 r_i^j の計算に用いる前月末母集団労働者数 E_i^j について、定義と計算式を教えてくださいませんか。前回の統計委員会では、本日の資料に付けさせていただいております統計委員会担当室作成の資料5-1で、『母集団労働者数は、毎月勤労統計の調査労働者数に、①雇用保険事業所データによる事業所の新設と廃業、調査対象規模の移行による労働者数の増減と、②毎月勤労統計による事業所規模間の移行による労働者数の増減を補正して、算出』と整理されていましたが、実際はどうか計算式でお示しいただけると幸いです。

さらにですが、厚生労働省の資料では、直接記述されていませんが、各月の調査結果の労働者数の実数を基準年の数値で割った値である「常用雇用指数」についても、各月にどのような労働者数の実数値を用いているのか、定義と計算式を教えてくださいたいと思います。前述の前月末母集団労働者数に当月末の母集団労働者数を足して2で割ったもので

しょうか、それとも別の労働者数が使用されているのでしょうか。

最後にひとつ付け加えさせていただきますと、今回厚生労働省が作成された資料の内容やわたくしの質問内容は、ユーザーが一人当たり賃金の分析を行うに際して、大変有益なものです。厚生労働省におかれましては、これらをホームページの解説に掲載していただくよう強く希望いたします。

以上が関根委員からの御質問等になります。

○西村委員長 ありがとうございます。関根委員からの御質問はかなり技術的な内容でございますので、厚生労働省は次回の委員会までに資料を作成の上、報告するようお願いいたします。

それでは、厚生労働省の報告について、何か御質問、御意見等ございますか。

○西郷委員 すみません、少し技術的なことで。

○西村委員長 西郷委員、どうぞ。

○西郷委員 御説明どうもありがとうございます。私も詳しい資料をいただいたので、とてもよく分かりました。その上で1つだけ質問があるのですけれども、標本抽出のときに、都道府県というのはどう扱われているのか。その都道府県別に無作為抽出が行われているのか、それとも、前回の委員会の説明では系統抽出ということだったので、都道府県はソートはせずに、北から南までずっと並べて系統抽出する。そうすると、結果的に出てきたものが比例配分したのと同じになるという形で、都道府県ごとの標本配分をしているのか、その標本抽出の具体的な手続において、都道府県がどう扱われているのかというのを教えていただきたいのです。

○西村委員長 御説明お願いします。かなりテクニカルですが非常に重要な点なので。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 全国調査のソートとしては都道府県の順に並べていますので、都道府県単位になりますけれども、そこで一旦切ってははしませんで、ずっと続けてやっておりますので、形としては続きの中でのとり方になるという形です。

○西郷委員 分かりました。少し私の理解を確かめるため、念のための質問ですけれども、要するに乱数の発生というのは都道府県ごとにやっているのではなくて、一旦1個作った乱数をそのまま使って、都道府県をまたぐ形で系統抽出が行われている、そういう理解でよろしいですか。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○西郷委員 分かりました。

○西村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 詳しい御説明ありがとうございます。この質問は、必ずしも例の東京都の全数か3分の1かという問題とは違う問題なのですが、少しこの機会ですから教えていただきたいのですが、地方調査のことについて、私は実は仕組みをよく知らなかったので、今回おかげでよく分かりました。

ただ、これだけの標本を調べているのであれば、よりよい精度にするためには、地方調査の標本と全国調査の標本を合わせて推計する方が、普通はいいだろうと思うのですが、

これらは何か2つを分けて公表されている理由があるのでしょうか。これは前から気になっていたのですが、こういう機会でないとお尋ねするチャンスがなかったもので、お尋ねしているのですが。

○西村委員長 いかがですか。結構センシティブな問題ではあるのですが、もし直接答えられない場合だったら、宿題としてもよろしいです。かなり難しい質問に対する答えになりますので。

○川崎委員 すみません。今回でなくても結構ですから。

○瀧原厚生労働省政策統括官付参事官付統計管理官（雇用・賃金福祉統計担当） 多分過去の経緯はいろいろあるかと思いますが、1つは、実は地方調査の部分というのが、集まってくるのが、全部を回収するまで少し時間がかかっているというのがあります。まずは全国調査という形で1つ枠を決めて、その部分で速報を出すという形でやってきたのも一つの要因ではあるようです。ただ、こちらを網羅的に進めているかどうかは少し分かりません。

○西村委員長 どうもありがとうございました。ほかにいかがでしょうか。

それでは私の方から、感想といいますか、述べさせていただきますと、本日の御説明は、今後、毎月勤労統計調査が十分な精度を確保するために、どのような標本設計として、調査事業所数をどの程度とすべきか、すなわち、産業別・事業所規模別あるいは地域別に、標本事業所数をどのように配分すべきかを検討するために、基礎となる情報提供であると考えています。厚生労働省におかれましては、引き続き、充実した情報提供をお願いしたいと思います。

後で改めて議論することになると承知していますが、今回の毎月勤労統計調査をめぐる一連の問題においては、厚生労働省が、統計委員会に対して適切に議論するための情報提供が十分に行われず、その結果として、統計委員会で踏み込んだ議論がなされなかった面があります。これは非常に残念なことであります。

統計委員会委員長としましては、こうしたことが二度と繰り返されないように、厚生労働省は、統計改善の検討に必要な不可欠となる情報を、統計委員会に対してしっかりと行うようお願いいたします。また同時に、できるだけ公開するようお願いいたします。また事務局も、適切な情報提供を確実にされるように、厚生労働省への働きかけや、事務局自身による議論の整理を過不足なく行っていただきたいと思います。

そうした心がけで厚生労働省には今後の審議に臨んでいただくこととなりますが、次回の統計委員会では、2月20日の統計委員会で宿題となった産業別・事業所規模別・地域別の回収率の推移や、平成30年1月の断層の要因分解について、再集計値と従来公表値とのかい離のより詳しい説明についても、忘れずに返答をお願いいたします。また、2月20日の統計委員会で宿題となっている欠落している平成16年から平成23年のデータをどのように推計するかについて、統計委員会担当室が整理した委員の意見に対しても、しっかりとした返答をお願いいたします。その上で遡及推計の実現に向けて、精力的な取組をよろしくお願いしたいと思います。

昨晚遅く、統計委員会の複数の委員の方から連名で、毎月勤労統計調査に関する特別監

察委員会成果報告書に関して、その統計技術的・学術的部分について御意見をいただきました。統計委員会は既に明確にしておりますように、特別監査委員会の調査報告の内容のうち、統計技術的・学術的部分のみを今後の統計の信頼性の確保、統計の品質向上のための重要な情報であると考え、審議の対象とすること、こちら以外の法的・行政的部分については統計委員会の役割を超えるので、審議の対象でないとしています。

そこで御意見をいただきました委員の方々に確認いたしましたところ、あくまでも統計技術的・学術的部分に関するところであるとお考えをいただきましたので、この場でその御意見をお聞きしたいと思います。

(資料配布)

○西村委員長 それでは、代表して北村委員、よろしく申し上げます。

○北村委員長代理 ただ今お配りいたしました意見書について、簡単に説明させていただきます。

我々5人は、川崎茂、西郷浩、白波瀬佐和子、宮川努、北村行伸の5名でございます。今、委員長から御説明がありましたように、この意見書は、特別監察委員会の報告書を批判するとか、特別監察委員会の活動に対して意見を述べるということではなくて、統計委員会として、今後統計技術的・学術的側面からこの問題を考えていく上で、必要な情報の提供をしていただきたいという側面からのコメントでございます。

簡単に記載してあるのですが、幾つかの知りたい情報が委員から出たのですけれども、共通している部分について簡単に3点ほど、説明というか、指摘したいのですが、1つは、報告書の中に、「抽出調査に変更されたとしても、適切な復元処理がなされていれば、統計として精度は調査計画の範囲内に収まると考えられる」と記載されている部分があるわけですが、そのためには、抽出がどういうふうに行われていて、母集団がどうなっていて、その分布がどうなっているかということがはっきり分からないと、抽出率の逆数を乗じれば適切な復元ができるという話はならないという意識を我々は持っております。

先ほども御説明がありましたけれども、無回答といいますか、回答が得られない企業の中に平均値が高いようなところが入っていれば、それだけでかなりゆがみが出るわけですし、それから抽出している企業の中にも、どんどん脱落していくものが出たりする。いろいろな統計上、実務上の話がありますので、そういう情報にかなり立ち入って理解しないと、どういうふうに復元すればいいのかという最適解が見つからないということがありますので、この辺の情報については出していただきたいというのが第1点でございます。

第2点は、これも我々が経験してきたことなのですが、不適切な処理がそもそもどういうふうに行われたのか、それからこちらを途中で復元処理するようにしたときの判断、そういうものについての情報、あるいはその判断基準となった統計的なエビデンスみたいなものを特別報告書の中では示されていないので、こちらについても情報提供をいただきたい。統計委員会としてはそういうことを知らない、不適切な処理の対応といいますか、今後の再発防止、その他を考える上でも必要と考えるということです。

それから再発防止策についてですけれども、これも学会であれば、例えば私の同僚が幾

つかのデータの不正や捏造をして、共同論文にそういう判断が下されたりすると、当然ながら学会から追放されるとか、アカデミックな職が奪われてしまうということがあるわけです。それにもかかわらず、実際に研究所の不正というのは続いているわけなので、こういう強いペナルティーを科してもそういうことが起こる、インセンティブがあるのだということを十分理解した上で、その再発防止策というものを考えていただかないと、本当に絵に描いた餅のようなものになりかねないと考えているのが我々の判断でございます。

ほかにもたくさん議論はあるのですけれども、これは厚生労働省に情報を提供していただいて、我々がよりよい、精度の高い統計を作っていくための糸口となるように願っておりますし、ほかの省庁でももちろん同じことなのですけれども、より精度の高い公的統計の社会への提供、それからこちらを用いた頑強な政策形成への道を各府省と開いていくことが、統計委員会のミッションと考えておりますので、そういうことを御理解いただいた上で情報提供をお願いしたい、それから統計委員会委員長についても、この点についてサポートしていただきたいということをお願いします。

○西村委員長 ありがとうございます。それではほかの委員の方々の御意見、また5人の委員の方々の追加意見がございましたら、どうぞお願いいたします。ただしあくまでも統計技術的・学術的な側面についての御議論ということでお願いしたいと思います。時間が押していますので、できるだけ簡潔にお願いしたいと思いますが、ほかの委員の方々、それから追加的な御意見。

宮川委員、どうぞ。

○宮川委員 今、北村委員に御説明いただいたのは、5人の委員の中の共通項をとっていただいたということで、私はこれにももちろん同意しております。ただ、改めて追加報告書を読ませていただいて、ここには入らなくて私自身の感想として、今後の統計委員会で毎月勤労統計調査の問題を進めていく上で、若干気になった点について、もう一点だけ追加させていただきたいと思います。

こちらは、追加報告書の5ページに、第4、問題点の所在と本委員会の評価というところがあって、「きまって支給する給与」等の金額が低めになったことについてという部分があるのですが、ここで報告書では、「平成16年より平成29年まで、給与の高い事業所の多い東京都の大規模事業所について抽出調査を行いながら」、少し省きますが、『きまって支給する給与』等の金額が低めになり」と記載してあります。

ただ、この平成16年から平成29年というのは一貫して再推計が行われているわけではなくて、平成24年から平成29年についてはもちろん厚生労働省が修正されているわけですが、それ以前、平成16年から平成23年は、現在統計委員会でも議論して、先ほど西村委員長がおっしゃったように、もう一度厚生労働省に十分なデータを出していただいて、復元は可能かどうかを検討していかなければいけない。

そういう意味では、質が同じ統計のデータとは到底言えない。つまり平成16年から平成23年は単に0.6%上がっているというところを記載されているだけですから、そういう意味ではここも統計という観点から、質とか、それから推計の方法とかから言うと、全然別物であろうかと思えます。

もちろん監査報告委員会の委員の方には法律関係の方もいらっしゃる、その目的が主に、どうして不適切な処理が行われたかということが中心だったからこういう書き方になったと想像しますが、これが一般に平成16年から平成29年から、もう「きまって支給する給与」が上がるということがほぼ当たり前かのように思われると、今我々のやっている作業というか、我々がもっときっちりと系列を復元するということと矛盾してしまいます。厚生労働省もそういうことを認識して資料を提出して、我々の努力に対して協力をいただきたいと、改めて申し上げたいと思います。

以上です。

○西村委員長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございますか。この意見に対して、反対ということはないのかもしれませんが、何か違和感があるとか、そういうことがもしあれば、出していただきたいです。もしくは賛成ということであれば、そのようにお話ししていただけると助かるのですが。

嶋崎委員、お願いいたします。

○嶋崎委員 賛同いたします。

○永瀬委員 賛成いたします。

○西村委員長 賛成ということで。分かりました。

野呂委員はいかがでしょう。野呂委員はまた違った面の。

○野呂委員 今御説明いただいた3点につきましては、非常に今後の対応として重要かと思しますので、賛成いたします。

あえて質問するとしましたら、この追加報告書に対する意見書の宛先というのは、厚生労働省になるのでしょうか、それとも特別監察委員会になるのでしょうか。

○北村委員長代理 厚生労働省かと思いました。

○西村委員長 こちらは厚生労働省だと私も思います。

○野呂委員 分かりました。

○西村委員長 中村委員、いかがでしょうか。

○中村委員 全く違和感ございません。賛成です。

○西村委員長 どうもありがとうございます。

それでは時間ということもありますので、取りまとめに入りたいと思います。

もう一度確認ですが、北村委員から5名の委員の連名の意見書が提出されました。さらに御出席のほかの委員からは、全く違和感がないという御意見をいただいております。それから、宮川委員から追加的な指摘もございました。

ということを考えますと、意見書の3点については合意が得られたのだと思います。これをいろいろな方にきちんと理解していただきたいのですが、統計委員会は合議制です。したがって、合議制の統計委員会の委員長としては、この意見書及び今の皆様の御意見を重く受けとめたいと思います。今後、毎月勤労統計調査の改善など必要な統計技術的・学術的情報について、厚生労働省からこの3点を含め、明確できちんとした情報提供を行ってほしいと考えます。

そこで一旦私の方で預らせていただきまして、統計委員会から厚生労働省に対して情

報提供を求める方向で、事務局に指示を出したいと思っております。さらに、これまでの情報提供の要請というのもありますので、こちらについてもきちんと履行していただくようお願いしたいと思います。厚生労働省におかれましては、極めて重要な情報提供の要請となりますので、御対応をお願いいたします。

それから、次の議題に移ります。御承知の委員もいらっしゃると思いますが、国会では、少しテクニカルになりますけれども、毎月勤労統計調査のウェイト更新由来のギャップの修正についての議論がなされております。その議論から総務省と厚生労働省が「毎月勤労統計についてベンチマーク（ウェイト）更新時に賃金・労働時間指数を遡及改定しないことについて」と言われる政府統一見解をまとめて、既に国会に提出しています。

本日、統計委員会に報告するということですので、代表して総務省から御報告をお願いいたします。

○三宅総務省政策統括官（統計基準担当） それでは、お手元の資料3－4を御覧いただきたいと存じます。

まず、この資料を作成した趣旨を説明申し上げます。平成31年2月20日の衆議院予算委員会、ここにおきまして、厚生労働大臣と総務大臣の答弁が異なったことから、この委員会で統一見解を作成するように予算委員会で求められたことを受けまして、作成したものでございます。

これは未定稿のために、本日は席上配布としております議事録を御覧いただきますと、例えば5ページの下の真ん中のところに、総務大臣としまして、諮問には含まれておりません、明示的に入っておりませんが、ということがございます。こちらの意味は、そのウェイト変更に伴う断層への対応、こうしたものが明示的には入っていなかったという答弁をいたしているところがございます。他方で厚生労働大臣の方は6ページの下のところ、真ん中にありますように、標本交代とベンチマーク更新によるギャップ、これは一体のものとして区別しないで出しているという御答弁をいただいているところがございます。こうした点についての見解を求めるということで、予算委員会からお求めがあったというもので作った経緯がございます。

こうした答弁につきましては、厚生労働省、総務省が過去の時点におきましてどのように認識し、行動したのかに係るものでございますので、過去のものを遡って統一することは適当でないと考えておりましたので、この資料におきましては、厚生労働省と総務省がその当時どのように認識し、どのように行動したのかに関する事項を記載したと考えております。したがって、現時点から遡って考えますと、より適切に対応できたと考えるものがあっても、当時の認識行動を正直に記載しているところがございます。

統計委員会の答申や審議等で明示されている部分につきましては、答弁の相違につながるような厚生労働省、総務省の認識の差はなかったと考えております。このため、答弁の相違につながるような答申、審議等に明示されていない事項の認識や、経緯全体の認識に関する事項を中心に記載しているということがございます。この資料では、この趣旨を明示していなかったために、統一見解という呼び名が、あたかもが共通の幹となるような考え方といったようなことも捉えられておりまして、各方面を混乱させてしまったことも伺

っております、誠に申し訳ないと思っております。

また後ほど述べますけれども、統計委員会の事務局機能を果たす総務省の認識が、その当時の時々の統計委員会の認識とずれることのないように、折々に触れて委員会に確認すべきだったという点についても反省をしているところでございます。

次に、この資料の構成について説明申し上げます。まず、1番、2番でございます。こちらは未諮問統計の審議のときの経緯に触れております。こちらはどのように記述しているかと申しますと、裏側の8番にありますように、厚生労働省が毎月勤労統計調査の計画承認申請に至るまでを、全体としてベンチマーク由来のギャップ補正の取扱いも含めた一体的な議論がなされてきたものと考えてきたという認識の根拠となる未諮問統計としての毎月勤労統計調査の審議について記述したものでございまして、これが1番、2番でございます。

3番、4番、これは厚生労働省がベンチマーク（ウエイト）更新のギャップ補正につきまして、直接接続の考え方に立って調査計画の変更申請を行った際の考え方、新旧接続ワーキング、3番に記載してありますけれども、こちらの結論を引用したということを記載してございます。この考え方につきましては統計委員会が示したものではありませんので、このため、未諮問統計の審議以来の統計委員会の関心を踏まえますと、随時統計委員会と相談すべきものであったという反省をしております。

5番、6番、7番、8番を御覧ください。裏側でございます。5番は変更の申請、厚生労働省において行われたもの、6番が諮問審議の様式、7番が答申のもの、8番が先ほど申し上げた厚生労働省の認識ということでございます。答弁におきまして、総務大臣が含まれないと答えて、厚生労働大臣が一体なものとして出していると答えたことにつながる認識のところでございます。

すなわち総務大臣は申請等におきまして、ベンチマーク（ウエイト）更新のギャップ補正に係る明示の記述がないということをお答えいたしまして、厚生労働大臣の方は申請等以前の経緯も踏まえまして、ベンチマーク（ウエイト）更新のギャップを遡及改定しないことを前提として申請等を行ったということを記載しているところでございます。

この点、統計委員会の諮問・答申事項であるか否かに係らず、厚生労働省はベンチマーク由来のギャップについて適切な情報提供を行うべきであったし、総務省はそのように促すことで、随時統計委員会と相談すべきものであり、統計委員会に相談したのであれば、こうした行政側が独自の解釈を行う必要はなかったと反省をしております。

9番を御覧ください。こちらは、上の8で厚生労働省が毎月勤労統計調査の申請、承認に至るまでを全体として、ベンチマーク由来のギャップ補正の取扱いも含めた一体的な議論がなされてきたものと考えてきたという認識の補足的な根拠となる、平成30年8月の毎月勤労統計調査の接続方法、情報提供に係る統計委員会の評価を記載してございます。ここで「改めて」とありますのは、平成28年3月の基本計画部会を最後に、統計委員会の諮問等におきまして、ウエイト由来のギャップの補正についての確認が明示されていなかったのが、この平成30年8月の委員会では明示されたことから、事務方が「改めて」と認識したということでございます。

最後、10番でございます。厚生労働省としましては、ベンチマーク由来のギャップ補正を行わないことは、統計委員会における一連の議論を踏まえたものであること、総務省としても9を踏まえたと、結果的には統計委員会の指摘を踏まえたものになっていることから、統計委員会の指摘や答申に沿った対応であると認識していることを記載しております。

最後に重ねて申し上げますと、この文章は総務大臣と厚生労働大臣の答弁が異なった、いわばいきさつにつきまして、政府の責任において取りまとめるよう、国会からお求めがありましたことから、政府の責任で作成し、国会への提出に基づいて、事後的に統計委員会に報告させていただいているものであります。当時のいきさつでございますので、厚生労働省、総務省がその当時どのように認識し、どのように行動したかに関する記述を記載しております。したがって、現時点から遡って考えますと、より適切に対応できたと考えられるものがあったとしても、当時の認識、行動を正直に記載しているところでございます。以上御留意いただければと存じます。

説明は以上でございます。

○西村委員長 ありがとうございます。ただ今総務省から、政府統一見解について御報告がありました。これについて皆様のコメントをいただく前に、私から本統一見解についての所見を述べたいと思います。

まず、国会でウエイト更新のギャップが議論されている状況を踏まえて、2月22日に「統計委員会における毎月勤労統計に係る諮問審議（平成28年11月～平成29年1月）に関する主な審議経緯等」について、委員長談話を発表しております。資料3-5を御覧ください。

まず、これはどういう談話かと申し上げますと、関心が高まっている本件に関して、広く一般の理解を深めていただくために、私の理解を整理して公表したものです。既に御覧の方も多いため、内容の紹介そのものは割愛いたしますが、基本的に事実関係を整理したものです。正に事実関係であります。委員の皆様のご理解が得られれば、これを委員長談話から、正式な委員会資料、つまり出所を統計委員会とした新しい資料としたいと思うのですが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○西村委員長 それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

次に、政府統一見解について、適切でない表現や理解できない点が幾つかあるので、総務省、厚生労働省に対して指摘しており、回答を求めたいと思います。

まず、平成28年11月から平成29年1月までの毎月勤労統計調査の諮問時には、統計委員会はウエイト更新由来のギャップに着目して審議していません。それにもかかわらず、事務方が容認していると考えたのは適切とは考えられませんが、こちらに対してはいかがですか。こちらが第1点です。

次に、厚生労働省は、ウエイト更新由来のギャップ補正について一体的な議論がなされていたと主張していますが、もしこちらが本当ならば、諮問に際して当該ギャップについて一切言及がなかったというのは、私には解せません。さらに厚生労働省は、次の改定における当該ギャップを試算し、こちらがかなり大きくなることを認識すべきであったと考

えます。しかし試算は行わなかったのか、そのような情報提供は諮問時には一切ありませんでした。

統計委員会としては、そのような情報提供がなかったことから、ウエイト更新由来のギャップについては、ほかの課題に比べて優先度は低いものと考え、審議では取り上げなかったわけであります。この点について、事務方の説明と、なぜそのようなことが起きてしまったのかの回答を求めたいと思います。よろしく申し上げます。

○三宅総務省政策統括官（統計基準担当） それでは、まず平成27年12月の未諮問統計の審議に端を発する、このウエイト更新による断層処理の検討経緯、こちらを踏まえれば、今考えてみますと、統計委員会の諮問事項でないとしても本件は、統計委員会と議論しながら進めていくべきものであったと考えております。

次に、当時統計委員会に対する厚生労働省の情報提供が不足していたという御指摘であると考えますけれども、総務省としてもよく統計委員会の考え方を把握しまして、情報提供につながるよう、厚生労働省への働きかけ足りなかったと反省をしております。

御指摘のように、必要な情報提供と議論が行われておれば、統計委員会の外で行政側が独自の解釈を行う必要はなかったものでありまして、重ねて反省すべきものであると考えております。厚生労働省も同じ認識であると考えております。

○西村委員長 時間は遡ってもとへ戻すということではできませんが、今後、総務省、厚生労働省のみならず、各府省におかれましては、幅広く統計委員会に相談・報告・情報提供、特に情報提供を行っていただけるようにお願いします。

それでは、以上のやりとりを踏まえつつ、委員の皆様からもしございましたら、コメントをお願いしたいと思います。いかがでしょうか。少しテクニカルなところがありますけれども。

北村委員、どうぞ。

○北村委員長代理 今、委員長から御説明のあった、平成28年11月から平成29年1月までの諮問のときなのですけれども、確かにそのウエイト更新のギャップについては審議しておりませんでした。

そのときに我々が着目していたのは、ローテーション・サンプルの導入と、それから事業所母集団データベースの適用についての議論が中心であって、ウエイト更新がどういう結果をもたらすかということについて議論もなかったのですけれども、我々がもう少し注意深くデータを見て、どういうことになるかということ予測していれば、もう少し議論できたかもしれないのですけれども、こちらができなかったということを改めて報告しておきます。確かに議事録を見ても、ウエイト更新とかベンチマーク更新という言葉は一切出てきておりませんので、議論しなかったということだと思います。

○西村委員長 川崎委員、どうぞ。

○川崎委員 これまでの事実関係の整理、こちらをまた正しく理解するということは、確かに大事だと思います。ただ、もっと大事だと私が思いますのは、実を言うと、この度の毎月勤労統計調査の問題は、いわゆる監察委員会のいろいろな議論などありますが、こちらはさておいて統計の観点からすれば、一番これから我々が考えなければいけないのは、

本当に望ましい賃金統計の体系は何かということがあるように思うのです。

といいますのは、例えば1人当たりの平均賃金が上がった、下がったというのは、もうほとんど標本誤差ぎりぎりのところでプラスになったりマイナスになったりする。こちらが大変な政治的な議論を呼んでいるということでもあろうかと思いますが、これは決して統計を作る側からすれば、もう本当に肝を冷やすような思いで、毎回結果を公表されているのではないかと私は想像します。

何を申し上げたいかという、結果の解釈だって難しいのです。つまり、1人当たりの平均賃金というのは、いわば個人個人の賃金が上がったか下がったかという実感を反映したものかどうかとか、そういうことを考えていくと、実は必ずしもそうではないということなのです。

何を申し上げたいかという、先ほども建設物価のデフレーターのお話がありましたけれども、労働の質を考えていない、平均の労働賃金の指数しか出せないのが現状です。これは今の毎月勤労統計調査の調査方法による限りにおいては、恐らくすぐは直せない問題ではあるのですが、だけれどこういうものをこれから望ましい統計の体系としてどうしたらいいかというのは、かなり大きな問題だと思います。

ですから、これは厚生労働省だけの問題と捉えずに、統計の体系の問題と捉えて、この機会に、今後望ましい賃金の統計の体系は何かというのは、少し統計委員会自身としても問題意識を持って、ただこれはその過去の部分の解釈がどうだったかというよりも、もっと前向きの統計体系全体の改善につなげていくことが必要ではないかと感じております。

○西村委員長 どうもありがとうございました。

ほかにございますか。中村委員、どうぞ。

○中村委員 北村委員もおっしゃったように、この議論につきましては、ウエイトの変更についてということは、明確には議論しなかったということでもあります。ですから、現在持っている情報に比べれば、より少ない情報によって検討が行われたということだと思います。

ですから、もう一度その確認のための議論をするということも考えられていいのではないかな。もちろんその結果として、ギャップ解消のための遡及開示をやるべきだというようなことにはならないと思いますけれども、例えば全数調査によるベンチマークがある場合と、その他の情報によってウエイトを変更する場合、これらは一体どういう違いがあるのかとか、あるいはギャップが出たとして、そのギャップに関する情報をどこまで公表すべきかとか、そういう議論について1回確認をする、そういう場があってもいいのではないかなという気がいたします。

○西村委員長 分かりました。最後の川崎委員と中村委員の御意見というのも、今の話をはるかに超えた大きな話でありますので、今後の方向としてはそういう方向に多分持っていかなければいけないでしょう。

そのときに重要な点というのは、やはり統計委員会という場を使うというか、基本的に統計委員会が司令塔としてそれをきちんと見ていくということが一番重要なことになりま

すし、こちらに対して各府省が、きちんとその場をリスペクトして、そこで十分な議論ができるような体制を持っていただきたい。各府省が、いわば自分のところで自制するようなものではなくて、やはりこのようなきちんとした中立的な統計委員会という場で考えていくことが、今後非常に重要な点になるのだろうと思っております。

それでは、この案件についてのコメントというのもこれ以上ないと思いますので、政府統一見解の報告については以上にしたいと思います。

本日用意いたしました議題は以上です。

次回の委員会の日程について事務局から連絡をお願いいたします。

○櫻川総務省統計委員会担当室長 次回の委員会については、調整中です。日時・場所につきましては、別途連絡いたします。

○西村委員長 以上をもちまして、第133回統計委員会を終了いたします。